

経済団体からの「コロナ感染症対応としての規制・制度の見直し要望」への対応についての回答

(注) 5月19日までに提出のあった各府省の回答を記載しております。また、割り振り「全庁」となっている要領事項については、各府省庁の所管手続についての回答を記載しております。

| 団体名 | No. | 要望事項(タイトル) | 規制・制度の概要 | 根拠法令・通達・参照文書 | 担当府庁 | 省別No. | 分類 | 備考 | 1. 緊急的な対応の可否 | |
|-----|-----|---|---|--------------|------|-------|-------|--|--|---|
| | | | | | | | | | 各種行政手続等の重要書類の種類、個別手続の電子化関係 : オンライン化を行う。 : eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 : 添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 : その他(簡潔にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) | 個人・法人に対して設置での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 : オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 : ネットでの講習の提供などで対応する。 : 電話や郵送によって対応する。 : その他(簡潔にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) |
| 新経連 | 43 | GtoBの契約書について電子化が認められていない。印刷・製本・押印が必須となっている。この慣行を見直すための所管官庁が存在しない。 | | | 全庁 | 1 | 書面・押印 | <p>【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応</p> <p>【人事院】 ネットワークの更改に伴い実施環境に不具合が生じているため、改善され次第順次対応していく予定</p> <p>【宮内庁】 事業者等に提出させる会計書類を見直すことは、全庁にて統一した対応が求められることから、全庁にて見直す場合には、適宜対応することとする。</p> <p>【公取】 電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。</p> <p>【原子力規制庁】 可能な限り電子ファイルを添付したE-mail等での申請を認める。 (により難しい場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。)</p> <p>【総務省】 政府電子調達システム(GEPS)の利用により、電子契約が可能である。総務省としては、原則、電子での契約対応としており、引き続き利用促進に努めて参ります。</p> <p>【国土省】 国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討</p> <p>【環境省】</p> <p>【外務省】</p> <p>【金融庁】 eメール(PDF添付)(又は電子調達システム)による提出を認める</p> <p>【経産省】 原則オンライン化(電子調達システム)を行う</p> <p>【警察庁】 関係者間で調整の上、電子調達システムを利用して対応できるものはオンライン化を行う。</p> <p>【厚生労働省】 当省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいります。</p> | <p>【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応</p> <p>【人事院】 ネットワークの更改に伴い実施環境に不具合が生じているため、改善され次第順次対応していく予定</p> <p>【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。</p> <p>【公取】 電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。</p> <p>【原子力規制庁】 可能な限り電子ファイルを添付したE-mail又は押印なしの文書での申請を認め、これにより難しい場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。</p> <p>【総務省】 同左</p> <p>【国土省】 国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討</p> <p>【環境省】 押印に代わる文書の真正性の担保があれば省略可。</p> <p>【外務省】 ・契約書への押印は会計法第29条第2項によるもの。 ・電子調達システム(府省共通)では、契約書の電子署名が可能 ・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一運用のためには、全庁統一した対応が必要</p> <p>【金融庁】</p> <p>【警察庁】 警察庁の所管法令に基づく手続ではないため対応困難。</p> <p>【厚生労働省】 当省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいります。</p> | |
| 新経連 | 47 | 国の機関への請求書(弊社が発行側の際は原本(原紙)郵送の対応を求められていたります。 | | | 全庁 | 2 | 書面・押印 | <p>【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応</p> <p>【人事院】 計算証明規則に定められているため</p> <p>【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。</p> <p>【原子力規制庁】 可能な限り電子ファイルを添付したE-mail等での申請を認める。 (により難しい場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。)</p> <p>【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う</p> <p>【総務省】 政府電子調達システム(GEPS)の利用により、電子契約が可能である。総務省としては、原則、電子での契約対応としており、引き続き利用促進に努めて参ります。</p> <p>【環境省】</p> <p>【外務省】 ・ 書面提出については、メールでの提出は後日の郵送で対応可としている。</p> <p>【債権管理】</p> <p>【金融庁】 eメール(PDF添付)(又は電子調達システム)による提出を認める</p> <p>【経産省】 (原則オンライン化(電子調達システム)を行う)</p> <p>【警察庁】 : 関係者間で調整の上、電子調達システムを利用して対応できるものはオンライン化を行う。</p> <p>【厚生労働省】 当省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいります。</p> | <p>【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応</p> <p>【人事院】 商慣習として定着しているところ。真正性担保の観点から必要と考える</p> <p>【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。</p> <p>【原子力規制庁】 可能な限り電子ファイルを添付したE-mail又は押印なしの文書での申請を認め、これにより難しい場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。</p> <p>【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う</p> <p>【総務省】 同左</p> <p>【環境省】 押印に代わる文書の真正性の担保があれば省略可。</p> <p>【債権管理】 当委員会の権限外の法令等に基づいているため。</p> <p>【外務省】 法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一運用のためには、全庁統一した対応が必要</p> <p>【金融庁】</p> <p>【厚生労働省】 当省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいります。</p> | |
| 新経連 | 51 | 公的機関の入札、契約、業務提供の過程で、押印書類の提出を求められることが多数あります。入札書、契約書のみならず、請求書、業務開始届、業務完了届等の多数の書類書類について、緊急事態宣言後もなお押印した書類を求められるケースが少なくありません。各府系法人、自治体も含めて一体となって、押印書類の提出をなくするための措置や工夫を講じていただきたく存じます。 | 公的機関の入札、契約、業務提供の過程で、押印書類の提出を求められることが多数あります。入札書、契約書のみならず、請求書、業務開始届、業務完了届等の多数の書類書類について、緊急事態宣言後もなお押印した書類を求められるケースが少なくありません。各府系法人、自治体も含めて一体となって、押印書類の提出をなくするための措置や工夫を講じていただきたく存じます。 | | 全庁 | 3 | 書面・押印 | <p>【人事院】 ネットワークの更改に伴い実施環境に不具合が生じているため、改善され次第順次対応していく予定</p> <p>【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。</p> <p>【公取】 1. 入札書については、現時点で大部分がオンライン化済みである。なお、総合評価方式による入札のみ紙媒体で実施していたが、今後は電子入札によってオンライン化する。</p> <p>2. 契約書については、電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。</p> <p>3. 業務完了届(工事完了報告書)については、に該当。</p> <p>4. 請求書については、現時点でeメールによる提出を認めている。</p> <p>【原子力規制庁】 行うことを念頭に、オンライン化を検討する</p> <p>【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う</p> <p>【総務省】 政府電子調達システム(GEPS)の利用により、電子での入札が可能である。また、電子契約についても、当該システムの利用により、電子での契約や請求等が可能と考えられます。総務省としては、原則電子での入札・契約対応としており、引き続き利用促進に努めて参ります。</p> <p>なお、業務開始届等業務履行に係る提出書類については、各契約により対応が異なりますので、主幹担当課にご確認ください。</p> <p>【国土省】 国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討</p> <p>【環境省】</p> <p>【外務省】 ・ 書面提出については、メールでの提出は後日の郵送で対応可としている。</p> <p>【金融庁】 eメール(PDF添付)(又は電子調達システム)による提出を認める</p> <p>【経産省】 原則オンライン化(電子調達システム)を行う</p> <p>【警察庁】 関係者間で調整の上、電子調達システムを利用して対応できるものはオンライン化を行う。</p> <p>【厚生労働省】 厚生労働省では、政府電子調達システム(GEPS)の利用促進を進めているが、ネットワークの更改に伴い調達手続の際に不具合が生じていることから、改善され次第順次対応していく予定。なお、調達案件に</p> | <p>【人事院】 商慣習として定着しているところ。真正性担保の観点から必要と考える</p> <p>【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。</p> <p>【公取】 1. 入札書については、オンライン化の状況は上記のとおりであるが、紙媒体で入札を行う場合には、法的根拠はないが、明確な会社側の意思表示を確認するために押印が必要。</p> <p>2. 契約書については、電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。</p> <p>3. 業務完了届(工事完了報告書)については、押印を求めない(に該当)。</p> <p>4. 請求書については、現時点で押印を求めない(に該当)</p> <p>【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う</p> <p>【財務省】 民間事業者が官公庁に提出する入札書、請求書、業務開始・終了届等手続書類への押印については、会計法、予算決算及び会計令、契約事務取扱規則に規定されているものではない。 なお、民間事業者との契約書についてのみ同法で押印を求めています。電子契約書によることも可能であり、電子契約書による場合は押印の必要はない。</p> <p>【総務省】 同左</p> <p>【国土省】 国交省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討</p> <p>【環境省】 押印に代わる文書の真正性の担保があれば省略可。</p> <p>【外務省】 ・契約書への押印は会計法第29条第2項によるもの。 ・電子調達システム(府省共通)では、契約書の電子署名が可能 ・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一運用のためには、全庁統一した対応が必要</p> <p>【金融庁】</p> <p>【警察庁】 関係法令を所管している省等関係府庁と調整の上検討する。</p> <p>【厚生労働省】 当省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいります。</p> | |
| 新経連 | 55 | 契約書への押印、印紙の添付 | | | 全庁 | 4 | 書面・押印 | 民間事業者同士の取引慣行(商慣習) | <p>【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応</p> <p>【宮内庁】 該当なし。</p> <p>【公取】 電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。</p> <p>【原子力規制庁】 可能な限り電子ファイルを添付したE-mail等での申請を認める。 (により難しい場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。)</p> <p>【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う</p> <p>【環境省】</p> <p>【外務省】 ・ 書面提出については、メールでの提出は後日の郵送で対応可としている。</p> <p>【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力</p> | <p>【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応</p> <p>【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。</p> <p>【公取】 電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。</p> <p>【原子力規制庁】 可能な限り電子ファイルを添付したE-mail又は押印なしの文書での申請を認め、これにより難しい場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。</p> <p>【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う</p> <p>【環境省】 押印に代わる文書の真正性の担保があれば省略可。</p> <p>【外務省】 ・契約書への押印は会計法第29条第2項によるもの。 ・電子調達システム(府省共通)では、契約書の電子署名が可能 ・印紙の添付については、印紙税</p> <p>【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力</p> |
| 新経連 | 56 | 契約書以外でも、見積書・請求書・領収書等の書類への押印は必ずしも必須ではないものも、慣習的に行われている | | | 全庁 | 5 | 書面・押印 | 民間事業者同士の取引慣行(商慣習) | <p>【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。</p> <p>【原子力規制庁】 (可能な限り電子ファイルを添付したE-mail等での申請を認める。) (により難しい場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。)</p> <p>【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う</p> <p>【環境省】</p> <p>【外務省】 ・ 書面提出については、メールでの提出は後日の郵送で対応可としている。</p> <p>【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力</p> | <p>【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応</p> <p>【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。</p> <p>【公取】 電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。</p> <p>【原子力規制庁】 可能な限り電子ファイルを添付したE-mail又は押印なしの文書での申請を認め、これにより難しい場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。</p> <p>【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う</p> <p>【環境省】 押印に代わる文書の真正性の担保があれば省略可。</p> <p>【外務省】 法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一運用のためには、全庁統一した対応が必要</p> <p>【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力</p> |
| 新経連 | 57 | 契約書、請求書、納品書、発注書など一連の取引で同じ印鑑であっても複数回の押印が必要となる | | | 全庁 | 6 | 書面・押印 | 民間事業者同士の取引慣行(商慣習) | <p>【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応</p> <p>【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。</p> <p>【原子力規制庁】 (可能な限り電子ファイルを添付したE-mail等での申請を認める。) (により難しい場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。)</p> <p>【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う</p> <p>【環境省】</p> <p>【外務省】 ・ 書面提出については、メールでの提出は後日の郵送で対応可としている。</p> <p>【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力</p> | <p>【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応</p> <p>【宮内庁】 法令に定めのあるものについては、所管省庁に準じて対応。</p> <p>【原子力規制庁】 可能な限り電子ファイルを添付したE-mail又は押印なしの文書での申請を認め、これにより難しい場合は、後日、対応可能な日時での書面の提出を認める。</p> <p>【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う</p> <p>【環境省】 押印に代わる文書の真正性の担保があれば省略可。</p> <p>【外務省】 ・契約書への押印は会計法第29条第2項によるもの。 ・電子調達システム(府省共通)では、契約書の電子署名が可能 ・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一運用のためには、全庁統一した対応が必要</p> <p>【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力</p> |
| 新経連 | 42 | パスポートの再発行 | | | 外務省 | 1 | 書面・押印 | <p>(外務省コメント) 旅券には再発行という概念はない。全て新規の申請であるが、残存有効期間が1年未満の場合、旅券の記載事項に変更が生じた場合等、有効期間満了前に旅券の申請が可能である場合がある。</p> | <p>2022年度中に旅券の電子申請の導入、2024年度に戸籍謄抄本の添付省略をすべく準備しているが、システム開発には一定の時間を要するため緊急な対応は困難。</p> | <p>旅券事務に押印が必要な手続はない。</p> |

| 団体名 | No. | 要項事項(タイトル) | その他 | 2. 制度的対応の可否 | | |
|-----|-----|--|--|--|--|---|
| | | | | 各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 | 各種行政手続等の押印原則の撤廃関係 | 個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 |
| | | | <p>各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係</p> <ul style="list-style-type: none"> オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる(オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) 添付書類の省略等の書類の簡素化 その他(簡潔にご記入ください。) 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) | <p>各種行政手続等の押印原則の撤廃関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 法令に根拠のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 その他(簡潔にご記入ください。) 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) | <p>個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。(システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) 対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。 その他(簡潔にご記入ください。) 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) | その他 |
| 新経連 | 43 | GoToの契約書について電子化が認められていない印刷・製本・押印が必須となっている。この慣行を見直すための所管官庁が存在しない。 | <p>【環境省】(書面原則について) 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。(押印原則について) 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。【文科省】政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。</p> | <p>【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応【人事院】 必要な法整備等が行われれば、それに応じて対応を検討【公取】 電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。【原子力規制庁】 法令に根拠のない手続等については、押印の必要性を再検証し、押印廃止を検討する。【総務省】 同左【国土省】 国土省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討【外務省】 ・契約書への押印は会計法第29条8第2項によるもの。・電子調達システム(府省共通)では、契約書の電子署名が可能。・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一の運用のためには、全省庁統一の対応が必要【環境省】 手続のオンライン化を検討する。【外務省】 ・契約書への押印は会計法第29条8第2項によるもの。・電子調達システム(府省共通)では、契約書の電子署名が可能。・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一の運用のためには、全省庁統一の対応が必要【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力【経産省】 原則オンライン化(電子調達システム)を行う【警察庁】 関係省庁間で調整の上、電子調達システムを利用して対応できるものはオンライン化を行う。【厚労省】 当省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいりたい。</p> | <p>【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応【人事院】 必要な法整備等が行われれば、それに応じて対応を検討【公取】 電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。【原子力規制庁】 法令に根拠のない手続等については、押印の必要性を再検証し、押印廃止を検討する。手続のオンライン化を検討する。【総務省】 同左【国土省】 国土省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討【外務省】 ・契約書への押印は会計法第29条8第2項によるもの。・電子調達システム(府省共通)では、契約書の電子署名が可能。・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一の運用のためには、全省庁統一の対応が必要【環境省】 手続のオンライン化を検討する。【外務省】 法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一の運用のためには、全省庁統一の対応が必要【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力【警察庁】 警察庁の所管法令に基づく手続ではないため対応困難。【厚労省】 当省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいりたい。</p> | <p>【環境省】 政府全体での検討状況を踏まえ、必要な措置を講じる。【文科省】 政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。</p> |
| 新経連 | 47 | 国の機関への請求書(弊社が発行側の際は原本(原紙)郵送の対応を求められたりしています。 | <p>【環境省】(書面原則について) 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。(押印原則について) 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。【文科省】 政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。</p> | <p>【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応【人事院】 必要な法整備等が行われれば、それに応じて対応を検討【公取】 1. 入札書については、現時点で大部分がオンライン化済みである。なお、総合評価方式による入札のみ紙媒体で実施していたが、今後は電子入札によってオンライン化する。2. 契約書については、電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。3. 業務完了届(工事完了報告書)については、eメールによる提出を認める。4. 請求書については、現時点でeメールによる提出を認めている。【原子力規制庁】 行うことを念頭に、可能な限りオンライン化を検討する。【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う。【環境省】 政府電子調達システム(GEPS)の利用により、電子での入札が可能である。また、電子契約についても、当該システムの利用により、電子での契約や請求等が可能と考えられます。総務省としては、原則電子での入札・契約対応としてあり、引き続き利用促進に努めて参ります。なお、業務開始前等業務開始に係る提出書類については、各契約により対応が異なりますので、主幹担当課にご確認願います。【国土省】 国土省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討【環境省】 手続のオンライン化を検討する。【外務省】 他省庁を含めた政府としての取組に協力【金融庁】 当委員会の特例外法令等に基づいているため。【経産省】 原則オンライン化(電子調達システム)を行う【警察庁】 関係省庁間で調整の上、電子調達システムを利用して対応できるものはオンライン化を行う。【厚労省】 当省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいりたい。</p> | <p>【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応【人事院】 必要な法整備等が行われれば、それに応じて対応を検討【公取】 1. 入札書については、現時点で大部分がオンライン化済みである。なお、総合評価方式による入札のみ紙媒体で実施していたが、今後は電子入札によってオンライン化する。2. 契約書については、電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。3. 業務完了届(工事完了報告書)については、eメールによる提出を認める。4. 請求書については、現時点でeメールによる提出を認めている。【原子力規制庁】 行うことを念頭に、可能な限りオンライン化を検討する。【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う。【総務省】 同左【国土省】 国土省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討【外務省】 ・契約書への押印は会計法第29条8第2項によるもの。・電子調達システム(府省共通)では、契約書の電子署名が可能。・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一の運用のためには、全省庁統一の対応が必要【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力【警察庁】 関係法令を所管している省等関係省庁と調整の上検討する。【厚労省】 当省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいりたい。</p> | <p>【環境省】 政府全体での検討状況を踏まえ、必要な措置を講じる。【文科省】 政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。</p> |
| 新経連 | 51 | 公的機関の入札や契約 | <p>【環境省】(書面原則について) 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。(押印原則について) 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。【文科省】 政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。</p> | <p>【人事院】 必要な法整備等が行われれば、それに応じて対応を検討【公取】 1. 入札書については、現時点で大部分がオンライン化済みである。なお、総合評価方式による入札のみ紙媒体で実施していたが、今後は電子入札によってオンライン化する。2. 契約書については、電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。3. 業務完了届(工事完了報告書)については、eメールによる提出を認める。4. 請求書については、現時点でeメールによる提出を認めている。【原子力規制庁】 行うことを念頭に、可能な限りオンライン化を検討する。【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う。【環境省】 政府電子調達システム(GEPS)の利用により、電子での入札が可能である。また、電子契約についても、当該システムの利用により、電子での契約や請求等が可能と考えられます。総務省としては、原則電子での入札・契約対応としてあり、引き続き利用促進に努めて参ります。なお、業務開始前等業務開始に係る提出書類については、各契約により対応が異なりますので、主幹担当課にご確認願います。【国土省】 国土省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討【環境省】 手続のオンライン化を検討する。【外務省】 他省庁を含めた政府としての取組に協力【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力【経産省】 原則オンライン化(電子調達システム)を行う【警察庁】 関係省庁間で調整の上、電子調達システムを利用して対応できるものはオンライン化を行う。【厚労省】 当省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいりたい。</p> | <p>【人事院】 必要な法整備等が行われれば、それに応じて対応を検討【公取】 1. 入札書については、現時点で大部分がオンライン化済みである。なお、総合評価方式による入札のみ紙媒体で実施していたが、今後は電子入札によってオンライン化する。2. 契約書については、電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。3. 業務完了届(工事完了報告書)については、eメールによる提出を認める。4. 請求書については、現時点でeメールによる提出を認めている。【原子力規制庁】 行うことを念頭に、可能な限りオンライン化を検討する。【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う。【総務省】 同左【国土省】 国土省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討【外務省】 ・契約書への押印は会計法第29条8第2項によるもの。・電子調達システム(府省共通)では、契約書の電子署名が可能。・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一の運用のためには、全省庁統一の対応が必要【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力【警察庁】 関係法令を所管している省等関係省庁と調整の上検討する。【厚労省】 当省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいりたい。</p> | <p>【環境省】 政府全体での検討状況を踏まえ、必要な措置を講じる。【文科省】 政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。</p> |
| 新経連 | 55 | 契約書への押印、印紙の添付 | <p>【環境省】(書面原則について) 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。(押印原則について) 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。【文科省】 政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。</p> | <p>【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応【公取】 電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。【原子力規制庁】 法令に根拠のない手続等については、押印の必要性を再検証し、押印廃止を検討する。手続のオンライン化を検討する。【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う。【環境省】 手続のオンライン化を検討する。【外務省】 ・契約書への押印は会計法第29条8第2項によるもの。・電子調達システム(府省共通)では、契約書の電子署名が可能。・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一の運用のためには、全省庁統一の対応が必要【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力【経産省】 他省庁を含めた政府としての取組に協力していく。</p> | <p>【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応【公取】 電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。【原子力規制庁】 法令に根拠のない手続等については、押印の必要性を再検証し、押印廃止を検討する。手続のオンライン化を検討する。【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う。【環境省】 手続のオンライン化を検討する。【外務省】 ・契約書への押印は会計法第29条8第2項によるもの。・電子調達システム(府省共通)では、契約書の電子署名が可能。・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一の運用のためには、全省庁統一の対応が必要【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力【経産省】 他省庁を含めた政府としての取組に協力していく。</p> | <p>【環境省】 政府全体での検討状況を踏まえ、必要な措置を講じる。【文科省】 政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。</p> |
| 新経連 | 56 | 契約書以外でも、見積書・請求書・領収書等の書類への押印は必ずしも必須ではないものも、慣習的に行われている | <p>【環境省】(書面原則について) 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。(押印原則について) 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。【文科省】 政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。</p> | <p>【原子力規制庁】 法令に根拠のない手続等については、押印の必要性を再検証し、押印廃止を検討する。手続のオンライン化を検討する。【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う。【環境省】 手続のオンライン化を検討する。【外務省】 法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一の運用のためには、全省庁統一の対応が必要【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力【経産省】 他省庁を含めた政府としての取組に協力していく。</p> | <p>【原子力規制庁】 法令に根拠のない手続等については、押印の必要性を再検証し、押印廃止を検討する。手続のオンライン化を検討する。【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う。【環境省】 手続のオンライン化を検討する。【外務省】 法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一の運用のためには、全省庁統一の対応が必要【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力【経産省】 他省庁を含めた政府としての取組に協力していく。</p> | <p>【環境省】 政府全体での検討状況を踏まえ、必要な措置を講じる。【文科省】 政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。</p> |
| 新経連 | 57 | 契約書、請求書、納品書、発注書など一連の取引で同じ印鑑であっても複数回の押印が必要となる | <p>【環境省】(書面原則について) 手続に必要な情報を入手できることを条件として、左記の対応を行う。(押印原則について) 手続に必要な書面の正当性の担保を条件として、左記の対応を行う。【文科省】 政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。</p> | <p>【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応【人事院】 必要な法整備等が行われれば、それに応じて対応を検討【公取】 1. 入札書については、現時点で大部分がオンライン化済みである。なお、総合評価方式による入札のみ紙媒体で実施していたが、今後は電子入札によってオンライン化する。2. 契約書については、電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。3. 業務完了届(工事完了報告書)については、eメールによる提出を認める。4. 請求書については、現時点でeメールによる提出を認めている。【原子力規制庁】 行うことを念頭に、可能な限りオンライン化を検討する。【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う。【環境省】 政府電子調達システム(GEPS)の利用により、電子での入札が可能である。また、電子契約についても、当該システムの利用により、電子での契約や請求等が可能と考えられます。総務省としては、原則電子での入札・契約対応としてあり、引き続き利用促進に努めて参ります。なお、業務開始前等業務開始に係る提出書類については、各契約により対応が異なりますので、主幹担当課にご確認願います。【国土省】 国土省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討【環境省】 手続のオンライン化を検討する。【外務省】 他省庁を含めた政府としての取組に協力【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力【経産省】 原則オンライン化(電子調達システム)を行う【警察庁】 関係省庁間で調整の上、電子調達システムを利用して対応できるものはオンライン化を行う。【厚労省】 当省特有の事情がないため、政府共通の方針に沿って今後対応を検討してまいりたい。</p> | <p>【消費者庁】 各法令所管省庁の解釈に準じて対応【人事院】 必要な法整備等が行われれば、それに応じて対応を検討【公取】 1. 入札書については、現時点で大部分がオンライン化済みである。なお、総合評価方式による入札のみ紙媒体で実施していたが、今後は電子入札によってオンライン化する。2. 契約書については、電子調達システムを利用した電子署名による契約書の作成について検討中である。3. 業務完了届(工事完了報告書)については、eメールによる提出を認める。4. 請求書については、現時点でeメールによる提出を認めている。【原子力規制庁】 行うことを念頭に、可能な限りオンライン化を検討する。【防衛省】 会計法令に規定があるものについては、所管省庁の判断に従う。【環境省】 手続のオンライン化を検討する。【外務省】 ・契約書への押印は会計法第29条8第2項によるもの。・電子調達システム(府省共通)では、契約書の電子署名が可能。・法令に根拠がないが押印を求めているものについては、慣習的なものであるが、会計手続の統一の運用のためには、全省庁統一の対応が必要【金融庁】 他省庁を含めた政府としての取組に協力【経産省】 他省庁を含めた政府としての取組に協力していく。</p> | <p>【環境省】 政府全体での検討状況を踏まえ、必要な措置を講じる。【文科省】 政府全体の方針を待ち、それを踏まえて検討することとしたい。</p> |
| 新経連 | 42 | パスポートの再発行 | <p>2022年度中に旅券の電子申請を導入すべく検討を進めている。戸籍謄抄本の添付省略については、法務省が2023年度から運用開始予定の戸籍証明書の電子交付の仕組みを活用するなどの方法により、2024年度中に添付省略が可能となるよう検討を行っている。</p> | <p>旅券事務に押印が必要な手続はない。</p> | | |

| 団体名 | No. | 要望事項(タイトル) | 規制・制度の概要 | 根拠法令・通達・参照文書 | 担当省庁 | 省別No. | 分類 | 備考 | 各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 ：オンライン化を行う。 ：eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 ：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) | 1.緊急的な対応の可否 | 個人・法人に対して「対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ：ネットでの講習の提供などで対応する。 ：電話や郵送によって対応する。 ：その他(簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) |
|-----|------|--|--|--|------|-------|-------|---|--|--|--|
| 新経連 | 45-1 | 金融機関(401kは手紙、入社書類は印鑑が必要)も遅れており、口座開設や融資などの書類も押印が必要。 | | | 金融庁 | | 書面・押印 | 金融庁・財務省・経済産業省・厚生労働省・内閣府 | 一部の金融機関については、独自のアプリを通じて、オンラインかつ印刷レスで、銀行口座の開帳等の重要な契約手続を行うことが可能。他方、重要な契約手続をオンライン化するためには、一定のセキュリティ水準を維持する必要がある。そのため、ITインフラの整備状況にもよるが、多くの金融機関においては、新たなシステム開発が必要となるケースが多く、緊急的な対応は困難。 なお、銀行規制上、口座開設や融資申請について、書面申請は義務付けられていない。 | 一部の金融機関については、独自のアプリを通じて、オンラインかつ印刷レスで、銀行口座の開帳等の重要な契約手続を行うことが可能。他方、重要な契約手続をオンライン化するためには、一定のセキュリティ水準を維持する必要がある。そのため、ITインフラの整備状況にもよるが、多くの金融機関においては、新たなシステム開発が必要となるケースが多く、緊急的な対応は困難。 なお、銀行規制上、口座開設や融資申請について、押印は義務付けられていない。 | |
| 新経連 | 3 | 金融商品取引契約等における説明方法としての電子書面交付のデフォルト化 | 金融商品取引契約等では、法令上、説明方法として、事業者側が電子交付をデフォルトの方法として選択できるようにする。 | 金融商品取引法等 | 金融庁 | 1 | 書面・押印 | | | | |
| 新経連 | 60 | 資金決済法にかかる官公庁等への届け出(定期報告) | 事業報告書の作成、提出 | ・法第53条第1項 ・府令第34条第1項 ・府令別紙様式19号又は別紙様式20号 | 金融庁 | 3 | 書面・押印 | | 届出等はメールで提出、添付書類は写し(PDF)の添付での対応可能とする。 | 法令に押印の根拠がないため、押印を求めないこととする。 | |
| 新経連 | 61 | 資金決済法にかかる官公庁等への届け出(定期報告) | 業務報告書の提出 | ・法第54条第1項 | 金融庁 | 4 | 書面・押印 | | 届出等はメールで提出、添付書類は写し(PDF)の添付での対応可能とする。 | 法令に押印の根拠がないため、押印を求めないこととする。 | |
| 新経連 | 62 | 資金決済法にかかる官公庁等への届け出(定期報告) | 未達債務の報告書を作成し、提出 | ・法第53条第2項 ・府令第35条第1項 ・府令別紙様式21号 | 金融庁 | 5 | 書面・押印 | | 届出等はメールで提出、添付書類は写し(PDF)の添付での対応可能とする。但し、原本(住民票等)の提出が必要なものは、事後送付で対応可能とする。 | 法令に押印の根拠がないため、押印を求めないこととする。 | |
| 新経連 | 63 | 資金決済法にかかる官公庁等への届け出(定期報告) | 委託先に送る報告書の提出 | ・法第54条第1項 | 金融庁 | 6 | 書面・押印 | | 届出等はメールで提出、添付書類は写し(PDF)の添付での対応可能とする。 | 法令に押印の根拠がないため、押印を求めないこととする。 | |
| 新経連 | 64 | 資金決済法にかかる官公庁等への届け出(随時届出) | 災害発生時における緊急時報告書の提出 | 金融監督第6課長事務連絡 | 金融庁 | 7 | 書面・押印 | | 現時点ですべてメールでの提出を受け付けている。 | 法令に押印の根拠がないため、押印を求めないこととする。 | |
| 新経連 | 65 | 資金決済法にかかる官公庁等への届け出(随時届出) | 障害発生等報告書の提出 | ・法第54条第1項 | 金融庁 | 8 | 書面・押印 | | 届出等はメールで提出、添付書類は写し(PDF)の添付での対応可能とする。 | 法令に押印の根拠がないため、押印を求めないこととする。 | |
| 新経連 | 66 | 資金決済法にかかる官公庁等への届け出(随時届出) | 変更があったときは、変更届出書を届け出なければならない。 (1) 名称及び住所 (2) 資本金の額 (3) 資本金の額に係る事業所の名称及び所在地 (4) 取締役及び監査役の名簿 (5) 資本金の額の内訳及び内訳 (6) 資本金の額の一部を第三者に委託する場合は、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の名称又は住所若しくは住所及び住所 (7) 前項に準じて行われるときは、その事業の種類 (8) その他内閣府令で定める事項 (9) 各営業日における未達債務の額の算出方法及びその算出方法 (10) 資金移動の利用者からの苦情又は相談に応じる事業所の所在地及び連絡先 (11) 加入する任意定款定章委員会等の名称 | ・法第41条第1項 ・府令第10条 ・府令別紙様式10号 | 金融庁 | 9 | 書面・押印 | 届出等はメールで提出、添付書類は写し(PDF)の添付での対応可能とする。但し、原本(住民票等)の提出が必要なものは、事後送付で対応可能とする。 | 法令に押印の根拠がないため、押印を求めないこととする。 | | |
| 新経連 | 67 | 資金決済法にかかる官公庁等への届け出(随時届出) | 法令違反行為等届出書の提出 | ・府令第39条 ・府令別紙様式24 ・金融分野業務指針(2)2-6-1 ・府令第25条 ・金融機関における個人情報保護に関するQ&A別紙様式1又は2 | 金融庁 | 10 | 書面・押印 | | 届出等はメールで提出、添付書類は写し(PDF)の添付での対応可能とする。 | 法令に押印の根拠がないため、押印を求めないこととする。 | |
| 新経連 | 68 | 資金決済法にかかる官公庁等への届け出(随時届出) | 個人情報漏えい報告書の提出 | ・府令第25条 ・金融機関における個人情報保護に関するQ&A別紙様式1又は2 | 金融庁 | 11 | 書面・押印 | | 届出等はメールで提出、添付書類は写し(PDF)の添付での対応可能とする。 | 法令に押印の根拠がないため、押印を求めないこととする。 | |
| 新経連 | 69 | 資金決済法にかかる官公庁等への届け出(随時届出) | 履行保証金取戻届出書(供託の場合)の提出 | ・履行保証金規則第1条第3項 ・履行保証金規則 様式第3 | 金融庁 | 12 | 書面・押印 | | 届出等はメールで提出、添付書類は写し(PDF)の添付での対応可能とする。 | 法令に押印の根拠がないため、押印を求めないこととする。 | |
| 新経連 | 70 | 資金決済法にかかる官公庁等への届け出(随時届出) | 履行保証金保全契約届出書(保全契約の場合)の届け出 | ・法第44条 ・府令第14条 ・府令別紙様式11号 | 金融庁 | 13 | 書面・押印 | | 届出等はメールで提出、添付書類は写し(PDF)の添付での対応可能とする。 | 法令に押印の根拠がないため、押印を求めないこととする。 | |
| 新経連 | 71 | 資金決済法にかかる官公庁等への届け出(随時届出) | 履行保証金保全契約解除届出書(保全契約の場合)の提出 | ・府令第17条第4項 ・府令別紙様式14号 | 金融庁 | 14 | 書面・押印 | | 届出等はメールで提出、添付書類は写し(PDF)の添付での対応可能とする。 | 法令に押印の根拠がないため、押印を求めないこととする。 | |
| 新経連 | 72 | 資金決済法にかかる官公庁等への届け出 | 履行保証金取戻申請書(供託の場合) | ・法第43条第1項 ・令第17条第1項 ・履行保証金規則第1条第1項 ・履行保証金規則 様式第1 | 金融庁 | 15 | 書面・押印 | | 届出等はメールで提出、添付書類は写し(PDF)の添付での対応可能とする。 | 法令に押印の根拠がないため、押印を求めないこととする。 | |
| 新経連 | 73 | 資金決済法にかかる官公庁等への届け出 | 履行保証金保全契約解除承認申請書(保全契約の場合) | ・法第44条 ・府令第17条第1項 ・府令別紙様式12号 | 金融庁 | 16 | 書面・押印 | | 届出等はメールで提出、添付書類は写し(PDF)の添付での対応可能とする。 | 法令に押印の根拠がないため、押印を求めないこととする。 | |
| 新経連 | 74 | 資金決済法にかかる官公庁等への届け出 | 株主に係る変更の届け出 | 府令第10条第1項第5号 | 金融庁 | 17 | 書面・押印 | | 届出等はメールで提出、添付書類は写し(PDF)の添付での対応可能とする。但し、原本(住民票等)の提出が必要なものは、事後送付で対応可能とする。 | 法令に押印の根拠がないため、押印を求めないこととする。 | |
| 新経連 | 75 | 前払支払手段(定期報告) | 定期報告について ・前払式支払手段の発行に関する報告書の提出について ・前払式支払手段発行者の委託に関する報告書 | | 金融庁 | 18 | 書面・押印 | | 届出等はメールで提出、添付書類は写し(PDF)の添付での対応可能とする。但し、原本(住民票等)の提出が必要なものは、事後送付で対応可能とする。 (なお、「前払式支払手段の発行に関する報告書」は既に とも可能。) | 法令に押印の根拠がないため、押印を求めないこととする。 | |
| 新経連 | 76 | 前払支払手段(登録・届出事項に変更が生じた場合) | 以下に登録・届出事項に変更が生じた場合、金融庁長官に提出しなければならない。 ・商号 ・住所 ・電話番号 ・資本金 ・役員(就任、退任、役職名) ・相談窓口(所在地、連絡先) ・営業所(新規追加、所在地、名称変更、廃止) ・前払式支払手段の発行・表示等関係(追加発行、一部発行廃止、発行価格、支払可能金額等、使用範囲等、有効期限又は期間、約款等、業務委託先) ・主要株主 ・事業の種類 ・認定資金決済事業者協会 ・預金する銀行の名称等 | 資金決済に関する法律第十一条、前払式支払手段に関する内閣府令第二十号 | 金融庁 | 19 | 書面・押印 | | 届出等はメールで提出、添付書類は写し(PDF)の添付での対応可能とする。但し、原本(住民票等)の提出が必要なものは、事後送付で対応可能とする。 | 法令に押印の根拠がないため、押印を求めないこととする。 | |
| 新経連 | 77 | 前払支払手段(発行の業務の廃止が生じた場合) | 発行の業務の廃止が生じた場合(発行及び使用の双方を取りやめる場合を指し、単に新規発行(販売)のみを取りやめる場合は含めない)、金融庁長官に提出しなければならない。 ・廃止の決定(第三者型発行者の登録を取り消された際も同様) ・払戻申請の開始(廃止日) ・払戻し完了(原則として、申出期間経過後の払戻し(送金)が完了した日) | 前払式支払手段に関する内閣府令、ガイドライン | 金融庁 | 20 | 書面・押印 | | 届出等はメールで提出、添付書類は写し(PDF)の添付での対応可能とする。但し、原本(住民票等)の提出が必要なものは、事後送付で対応可能とする。 | 法令に押印の根拠がないため、押印を求めないこととする。 | |
| 新経連 | 78 | 前払支払手段(その他) | 以下の事項についても届出等が生じる ・発行保証金の取戻し ・特例基準日の適用を受けようとする場合 ・発行業務を別会社に承継する場合 ・破産手続の開始 ・システム障害 ・担当者等連絡先 ・発行保証金保全契約の締結 ・発行保証金償還契約の締結 | 前払式支払手段に関する内閣府令、ガイドライン、履行保証金規則 | 金融庁 | 21 | 書面・押印 | | 届出等はメールで提出、添付書類は写し(PDF)の添付での対応可能とする。但し、原本(住民票等)の提出が必要なものは、事後送付で対応可能とする。 | 法令に押印の根拠がないため、押印を求めないこととする。 | |
| 新経連 | 79 | 日本資金決済業協会届出(会員共通) | 商号、本店、代表者又は実務責任者の変更において日本資金決済業協会への届出が必要とされている。 | 定款の施行に関する規則(日本資金決済業協会が定めている規則)第6条・第8条(様式第5号) | 金融庁 | 22 | 書面・押印 | | 検討が必要であるが、現状、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための業務対応として、メールでの提出を可能としている。 | - 社内の正式手続きを経て提出されたものが否かの確認ができない等の問題があり、押印の撤廃は検討が必要。 なお、コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための業務対応として、内部決裁等の関係で文書への押印が難しい場合は、押印を省略しての提出を可能としている。 | - 対面での相談業務が基本であるが、それ以外の手段による相談対応の拡充について検討が必要。なお、現状でも面談での対応に加え、電話、メールでの相談対応等を行っている。 |

| | | 2. 制度的対応の可否 | | | | | |
|-----|------|--|-----|---|---|--|-----|
| 団体名 | No. | 要望事項(タイトル) | その他 | 各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 ：オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる (オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：添付書類の省略等の書類の簡素化 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) | 各種行政手続等の押印撤廃の撤廃関係 ：法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 ：法令に根拠のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) | 個人、法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。(システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) | その他 |
| 新経連 | 45-1 | 金融機関(401kは手紙、入社書類は印鑑が必要)も遅れており、口座開設や融資などの書類も押印が必要。 | | 一部の金融機関においては、銀行口座の開発を含む、重要な契約手続について、電子署名の導入や独自のアプリの開発などを通じてオンライン化を検討している。他方、銀行口座の開発を含む、重要な手続をオンライン化するためには、多くの金融機関において、重要な手続の代替措置となる新たなシステムの検討及び開発が必要。そのため、実現可能性及び、業態の慣行、顧客ニーズを踏まえつつ、慎重に検討する必要がある(但し、オンライン化には全業態の慣行の変更が必要との声も強い)。 なお、銀行規制上、口座開設や融資申込について、書面申請は義務付けられていない。 | 一部の金融機関においては、銀行口座の開発を含む、重要な契約手続について、電子署名の導入や独自のアプリの開発などを通じて、押印のオンライン化を検討している。他方、多くの金融機関においては、押印の代替措置となる新たなシステムの検討及び開発が必要なので、実現可能性及び、業態の慣行、顧客ニーズを踏まえつつ、慎重に検討する必要がある。また、一部の契約については、押印の廃止やサインによる代替を検討(但し、押印の廃止等には全業態の慣行の変更が必要との声も強い)。 なお、銀行規制上、口座開設や融資申込について、押印は義務付けられていない。 | | |
| 新経連 | 3 | 金融商品取引契約等における説明方法としての電子書面交付のデフォルト化 | | 既に顧客の同意があれば電子交付が可能。 | | | |
| 新経連 | 60 | 資金決済法にかかる官公庁等への届け出(定期報告) | | オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる | | | |
| 新経連 | 61 | 資金決済法にかかる官公庁等への届け出(定期報告) | | オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる | | | |
| 新経連 | 62 | 資金決済法にかかる官公庁等への届け出(定期報告) | | オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる | | | |
| 新経連 | 63 | 資金決済法にかかる官公庁等への届け出(定期報告) | | オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる | | | |
| 新経連 | 64 | 資金決済法にかかる官公庁等への届け出(随時届け出) | | 現時点ですでにメールでの提出を受け付けている。 | | | |
| 新経連 | 65 | 資金決済法にかかる官公庁等への届け出(随時届け出) | | オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる | | | |
| 新経連 | 66 | 資金決済法にかかる官公庁等への届け出(随時届け出) | | オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる | | | |
| 新経連 | 67 | 資金決済法にかかる官公庁等への届け出(随時届け出) | | オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる | | | |
| 新経連 | 68 | 資金決済法にかかる官公庁等への届け出(随時届け出) | | オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる | | | |
| 新経連 | 69 | 資金決済法にかかる官公庁等への届け出(随時届け出) | | オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる | | | |
| 新経連 | 70 | 資金決済法にかかる官公庁等への届け出(随時届け出) | | オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる | | | |
| 新経連 | 71 | 資金決済法にかかる官公庁等への届け出(随時届け出) | | オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる | | | |
| 新経連 | 72 | 資金決済法にかかる官公庁等への届け出 | | オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる | | | |
| 新経連 | 73 | 資金決済法にかかる官公庁等への届け出 | | オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる | | | |
| 新経連 | 74 | 資金決済法にかかる官公庁等への届け出 | | オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる | | | |
| 新経連 | 75 | 前払支払手段(定期報告) | | オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる | | | |
| 新経連 | 76 | 前払支払手段(登録・届出事項に変更が生じた場合) | | オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる | | | |
| 新経連 | 77 | 前払支払手段(発行の業務の廃止が生じた場合) | | オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる | | | |
| 新経連 | 78 | 前払支払手段(その他) | | オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる | | | |
| 新経連 | 79 | 日本資金決済業協会にて届出(全会員共通) | | - メール等での届出の可否について検討を行う。 | 社内の正式な手続きを経て提出されたものか否かの確認ができない等の問題があり、押印の撤廃は検討が必要。 | - 業務として対面での相談が基本であるが、それ以外の手段による相談対応の拡充について検討が必要。なお、現状でも面談での対応に加え、電話、メールでの相談対応等を行っている。 | |

| | | | | | | | | | | 1. 緊急的な対応の可否 | |
|-----|-----|---|--|---|-------|-------|-------|-------|--|---|--|
| 団体名 | No. | 要望事項(タイトル) | 規制・制度の概要 | 根拠法令・通達・参照文書 | 担当省庁 | 省別No. | 分類 | 備考 | 各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 : オンライン化を行う。 : eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 : 添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 : その他(簡潔にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) | 個人・法人に対して 対置での対応 (持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 : オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 : ネットでの講習の提供などで対応する。 : 電話や郵送によって対応する。 : その他(簡潔にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) | |
| 新経連 | 80 | 日本資金決済業協会あて届出(前払式支払手段発行者・資金移動業者) | 合併、資金決済業の譲渡又は譲受、会社分割、供託命令、「障害発生等報告書」、立入検査、業務改善命令、業務停止命令等に関して日本資金決済業協会への届出が必要とされている。 | 定款の施行に関する規則(日本資金決済業協会が定めている規則)第6条・第8条(様式第13,16,26,28,30号) | 金融庁 | 23 | 書面・押印 | | 検討が必要であるが、現状、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための業務対応として、メールでの提出を可能としている。 | - (社内の正式な手続きを経て提出されたものか否かの確認ができない等の問題があり、押印の撤廃は検討が必要。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための業務対応として、内部決裁等の関係で文書への押印が難しい場合は、押印を省略しての提出を可能としている。) | - 対面での相談業務が基本であるが、それ以外の手段による相談対応の拡充について検討が必要。なお、現状でも面談での対応に加え、電話、メールでの相談対応等を行っている。 |
| 新経連 | 81 | 日本資金決済業協会あて届出(前払式支払手段) | 前払式支払手段について、発行、第三者発行者登録簿への登録通知受領、私取手続等に係る報告書提出等の際に、日本資金決済業協会への届出が必要とされている。 | 定款の施行に関する規則(日本資金決済業協会が定めている規則)第6条・第8条(様式第7,9,11,12,24,25,31号) | 金融庁 | 24 | 書面・押印 | | 検討が必要であるが、現状、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための業務対応として、メールでの提出を可能としている。 | - (社内の正式な手続きを経て提出されたものか否かの確認ができない等の問題があり、押印の撤廃は検討が必要。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための業務対応として、内部決裁等の関係で文書への押印が難しい場合は、押印を省略しての提出を可能としている。) | - 対面での相談業務が基本であるが、それ以外の手段による相談対応の拡充について検討が必要。なお、現状でも面談での対応に加え、電話、メールでの相談対応等を行っている。 |
| 新経連 | 82 | 日本資金決済業協会あて届出(資金移動業者) | 資金移動業者登録簿に登録通知受領、未達債務の額等に関する報告書の提出、業務報告書の提出等の際に、日本資金決済業協会への届出が必要とされている。 | 定款の施行に関する規則(日本資金決済業協会が定めている規則)第6条・第8条(様式第9,11,12,24,25,31号) | 金融庁 | 25 | 書面・押印 | | 検討が必要であるが、現状、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための業務対応として、メールでの提出を可能としている。 | - 社内の正式な手続きを経て提出されたものか否かの確認ができない等の問題があり、押印の撤廃は検討が必要。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための業務対応として、内部決裁等の関係で文書への押印が難しい場合は、押印を省略しての提出を可能としている。 | - 対面での相談業務が基本であるが、それ以外の手段による相談対応の拡充について検討が必要。なお、現状でも面談での対応に加え、電話、メールでの相談対応等を行っている。 |
| 新経連 | 83 | クレジットカード番号等取扱い契約締結事業者の別版法に基づく届出等 | クレジットカード番号等取扱い契約締結事業者は、第三十五条の十七の三第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない、とされている。 (届出事項) ・名称 ・本店その他の営業所 ・役員 | 法第三十五条の十七の六施行規則第133条の4第1項 | 経済産業省 | | 書面・押印 | | オンライン化を行う。 | 事業者自身から正式に届出されている文書であるという真正性(適法性)が確認できる場合は、押印無しでの提出でも可。 | |
| 新経連 | 84 | クレジットカード番号等取扱い契約締結事業者の日本クレジットカード協会への届出等(定期報告) | 日本クレジットカード協会に定期的に以下について報告。 1. 会員情報 2. 書面調査 3. 事業報告書 | 会員規則第12条 | 経済産業省 | | 書面・押印 | | 一部の手続きについては、電子メールでの受付を行っているところ、今後、対象拡大を検討する。 | 事業者自身から正式に届出されている文書であるという真正性(適法性)が確認できる場合は、押印無しでの提出でも可。 | |
| 新経連 | 85 | クレジットカード番号等取扱い契約締結事業者の日本クレジットカード協会への届出等(随時) | 以下クレジット協会の取組等について情報提供 ・会員情報 ・法人名 ・住所 ・法人代表者(社長、代表者) ・事業内容 ・役員 ・営業経理窓口責任者 ・消費者相談窓口 ・個人情報管理責任者 ・個人情報取扱に関する苦情処理窓口責任者 ・個人情報の取扱いに関する苦情処理窓口 ・JCMセンター窓口責任者 ・JCMセンター連絡担当者 ・CSRS(JCM会員)窓口責任者・連絡先 ・CSRS専用窓口責任者 ・二次消費者訪問代行業務連絡先・苦情処理用メールアドレス ※個人・事業者の住所等の住所変更届 | | 経済産業省 | | 書面・押印 | | 一部の手続きについては、電子メールでの受付を行っているところ、今後、対象拡大を検討する。 | 事業者自身から正式に届出されている文書であるという真正性(適法性)が確認できる場合は、押印無しでの提出でも可。 | |
| 新経連 | 31 | 古物営業許可申請 | 根拠法に規定はないが実印まで求められる | | 警察庁 | 1 | 書面・押印 | | | | 当該根拠法令の規定上、実印は求められておらず、そうした事例についても現時点把握していない。 |
| 新経連 | 41 | 免許証の再発行 | | | 警察庁 | 2 | 書面・押印 | | | | |
| 新経連 | 1 | 薬局医薬品及び要指導医薬品の対面規制の撤廃 | ・処方箋薬、用医薬品指導に係る対面規制の撤廃 ・「要指導医薬品」というカテゴリーの撤廃 | 薬機法4条、9条の3、36条の4、36条の6等 | 厚生労働省 | | 1 | 対面 | | | ・処方箋医薬品の対面規制については、0410事務連絡により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のため、時間的・特例的な対応として薬剤師が患者、服薬状況等を把握した上で、初回からでも電話等を用いた服薬指導を行うことで差し支えないこととする。 ・要指導医薬品及び一般用医薬品については、平時の販売ルールに則って取扱うこととしており、一般用医薬品についてはインターネットでの販売が可能。 |
| 新経連 | 2 | 処方箋の完全電子化 | 現行は患者が処方箋ID記載された現行は患者が処方箋ID記載された「電子処方箋引換証」の紙を薬局に持参することになっているが医療機関から患者への処方箋のオンライン送信を可能にする | 電子処方箋の運用ガイドライン等 | 厚生労働省 | | 2 | 書面・押印 | | 「電子処方箋の運用ガイドラインの一部改正について(通知)」(令和2年4月30日付け)により、紙媒体の電子処方箋引換証の発行を不要とする運用について示している。 | 既に現行制度において、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成16年法律第149号)において、処方箋の電磁的記録記録における押印等を電子署名で行うことができる。 |
| 新経連 | 8 | オンライン診療における対面よりも限定された診療報酬付与と要件緩和 | オンライン診療が適用される疾患が限定され、また適用がある疾患についても診療報酬を付与する要件が相当限定されており、電話等再診とは別にオンライン診療料の評価がされた後の方が、オンライン診療の利用が滞っていることを踏まえ、適用疾患の制限、要件の緩和を早急に行う。 | 診療報酬の算定方法の一部を改正する件(告示)等 | 厚生労働省 | | 3 | 対面 | | | |
| 新経連 | 10 | 労働者派遣契約の締結における書面記載という書面原則の撤廃 | 労働者派遣契約の必要契約事項について契約当事者に対して書面に記載させることとしていることについて、電磁的手段でもよいこととする。 | 労働者派遣法施行規則21条3項、4項 | 厚生労働省 | | 4 | 書面・押印 | | 派遣契約の一部変更について、緊急の場合に事前に書面による契約の締結を要しない。 | 労働者派遣契約の締結に関して押印を求めていない。 |
| 新経連 | 18 | 食品衛生責任者の「遠隔管理」による無人店舗の実現 | 食品衛生責任者の配置基準につき、遠隔管理も認められるよう明確化する | 食品衛生法第50条第2項 | 厚生労働省 | | 5 | その他 | | | |
| 新経連 | 21 | 雇用保険の関係書類 | | 雇用保険法施行規則 | 厚生労働省 | | 6 | 書面・押印 | | オンライン化済み | 署名による申請も可能としている。 |
| 新経連 | 22 | 労災保険の関係書類 | | 労働者災害補償保険法に基づく告示 | 厚生労働省 | | 7 | 書面・押印 | | 労災保険給付関係については、事後送付等の添付書類の簡素化や電子申請を認めている。 | 労災保険給付関係については、押印がないものについても受け付けている。 |
| 新経連 | 23 | 就業規則名などの届出書類 | | 労働基準法施行規則 | 厚生労働省 | | 8 | 書面・押印 | | 就業規則(変更)届も本社一括届出の場合には、電子申請することが可能となっている。 | 就業規則(変更)届について、労働基準法施行規則第49条第2項に基づき、署名での提出は可能となっている。また、電子申請によれば、記名押印に代えて、電子署名での提出が可能となっている。 |
| 新経連 | 24 | 厚生年金の関係書類 | | 厚生年金保険法施行規則 | 厚生労働省 | | 9 | 書面・押印 | | 事業主が日本年金機構へ提出するほぼ全ての手続はすでに電子申請が可能であり、書面申請は求めていない。また、書面による提出の場合も郵送による手続が可能。 | 原則として事業主が自署する場合や電子申請により提出する場合は押印不要。 |
| 新経連 | 25 | 健康保険の関係書類 | | 健康保険法施行規則 | 厚生労働省 | | 10 | 書面・押印 | | 保険者が健康保険組合の場合、eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 保険者が全国健康保険協会の場合、事業主が日本年金機構へ提出するほぼ全ての手続はすでに電子申請が可能。 | 保険者が健康保険組合の場合、法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 保険者が全国健康保険協会の場合、原則として事業主が自署する場合や電子申請により提出する場合は押印不要。 |
| 新経連 | 35 | 医療法人の書類 | ・申請書届出書の類はすべて ・監事監査報告書/指導:運営の手引きに実印と記載(都道府県により異なる) ・役員就任承諾書、履歴書(両方印鑑証明提出)/印鑑証明の提出を含めて指導事項 ・役員名簿(法人印/そもそも提出自体が指導事項)など | | 厚生労働省 | | 12 | 書面・押印 | | 自治体の事務であり、法令や通知等により書面提出や押印は求められていない。 | 自治体の事務であり、法令や通知等により書面提出や押印は求められていない。 |
| 新経連 | 46 | 協会けんぽではなく、健康保険組合などはまた電子申請が選んでいます。 | | | 厚生労働省 | | 14 | 書面・押印 | | eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 | 法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めないこととする。 |

| 2. 制度的対応の可否 | | | | | | |
|-------------|-----|---|--|---|--|--|
| 団体名 | No. | 要望事項(タイトル) | その他 | 各種行政手続等の書面申請の廃廃、個別手続の電子化関係 : オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる (オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) : 添付書類の省略等の書類の簡素化 : その他 (簡潔にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) | 各種行政手続等の押印廃止の推進関係 : 法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 : 法令に根拠のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 : その他 (簡潔にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) | 個人・法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 : 電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。(システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) : 対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。 : その他 (簡潔にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) |
| 新経連 | 80 | 日本資金決済協会あて届出(前払式支払手段発行者・資金移動業者) | - メール等での届出の可否について検討を行う。 | - 社内での正式な手続きを経て提出されたものか否かの確認ができない等の問題があり、押印の廃廃は検討が必要。 | - 業務として対面での相談が基本であるが、それ以外の手段による相談対応の拡充について検討が必要。なお、現状でも面談での対応に加え、電話、メールでの相談対応等を行っている。 | - |
| 新経連 | 81 | 日本資金決済協会あて届出(前払式支払手段) | - メール等での届出の可否について検討を行う。 | - 社内での正式な手続きを経て提出されたものか否かの確認ができない等の問題があり、押印の廃廃は検討が必要。 | - 業務として対面での相談が基本であるが、それ以外の手段による相談対応の拡充について検討が必要。なお、現状でも面談での対応に加え、電話、メールでの相談対応等を行っている。 | - |
| 新経連 | 82 | 日本資金決済協会あて届出(資金移動業者) | - メール等での届出の可否について検討を行う。 | - 社内での正式な手続きを経て提出されたものか否かの確認ができない等の問題があり、押印の廃廃は検討が必要。 | - 業務として対面での相談が基本であるが、それ以外の手段による相談対応の拡充について検討が必要。なお、現状でも面談での対応に加え、電話、メールでの相談対応等を行っている。 | - |
| 新経連 | 83 | クレジット番号等取扱契約締結事業者の判断法に基づく届け出等 | オンライン化を行う。 | 事業者自身から正式に発出されている文書であるという真正性(適法性)が確認できる場合は、押印無しでの提出でも可。 | | |
| 新経連 | 84 | クレジット番号等取扱契約締結事業者の日本クレジット協会への届け出等(定期報告) | 一部の手続きについては、電子メールでの受付を行っているところ、今後、対象拡大を検討する。 | 事業者自身から正式に発出されている文書であるという真正性(適法性)が確認できる場合は、押印無しでの提出でも可。 | | |
| 新経連 | 85 | クレジット番号等取扱契約締結事業者の日本クレジット協会への届け出等(随時) | 一部の手続きについては、電子メールでの受付を行っているところ、今後、対象拡大を検討する。 | 事業者自身から正式に発出されている文書であるという真正性(適法性)が確認できる場合は、押印無しでの提出でも可。 | | |
| 新経連 | 31 | 古物営業許可申請 | | 当該根拠法令の規定上、実印は求められておらず、そうした事例についても現時点把握していない。 | | |
| 新経連 | 41 | 免許証の再発行 | 免許証の交付に当たっての本人確認の方法や都道府県警察における手数料の電子納付等についての諸課題を検討する。 | | | |
| 新経連 | 1 | 薬用医薬品及び要指導医薬品の対面規制の撤廃 | | | ・0410事務連絡による電話等を用いた服薬指導については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のため、時間的・特例的対応として実施したもの。感染リスクのない平時においては、薬剤師の適正使用の観点から、薬機法に基づき、薬剤師による対面の服薬指導等が必要であるが、本年9月以降は、改正医薬品医療機器等法が施行され、オンライン服薬指導等が一定の条件のもとで実施が可能となる。 ・要指導医薬品については、処方箋薬剤と異なり、医師の診断を踏まえておらず、副作用のリスクが高いことや、医療用医薬品から一般用医薬品に移行して間もなく、一般用医薬品としてのリスクが確定していないことから、安全に使用するために薬剤師が対面で情報提供・指導を行うことが必要。 | |
| 新経連 | 2 | 処方箋の完全電子化 | | 既に現行制度において、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成16年法律149号)において、処方箋の電磁的記録記録における押印等を電子署名で行うことができる。 | | |
| 新経連 | 8 | オンライン診療における対面よりも限定された診療報酬付与要件緩和 | | | | 次期診療報酬改定に向けて、オンライン診療料の普及状況を調査・検証し、安全性・有効性が確認された疾患については、オンライン診療料の見直し等を検討する。 |
| 新経連 | 10 | 労働者派遣契約の締結における書面記載という書面原則の撤廃 | 今後必要に応じて検討 | 今後必要に応じて検討 | | |
| 新経連 | 18 | 食品衛生責任者の「遠隔管理」による無人店舗の実現 | 食品衛生責任者の設置については、これまで各自治体の条例で規定していたが、平成30年6月に食品衛生法等の一部を改正する法律を公布し、食品衛生責任者等の選任を含む、食品等事業者が実施する一般的な衛生管理に関する事項の基準について、「食品衛生法等の一部を改正する法律」の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和元年厚生労働省令第68号)で定めることとした。無人店舗の場合、衛生管理の適切な実施が担保される限りにおいて、食品衛生責任者が巡回する等により衛生管理に当たることも可能。その旨、Q&A等に記載する。なお、本制度の施行日は令和2年6月1日となっている。 | | | 食品衛生責任者の設置については、これまで各自治体の条例で規定していたが、平成30年6月に食品衛生法等の一部を改正する法律を公布し、食品衛生責任者等の選任を含む、食品等事業者が実施する一般的な衛生管理に関する事項の基準について、「食品衛生法等の一部を改正する法律」の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和元年厚生労働省令第68号)で定めることとした。無人店舗の場合、衛生管理の適切な実施が担保される限りにおいて、食品衛生責任者が巡回する等により衛生管理に当たることも可能。その旨、Q&A等に記載する。なお、本制度の施行日は令和2年6月1日となっている。 |
| 新経連 | 21 | 雇用保険の関係書類 | オンライン化済み | 署名による申請も可能としている。 | | |
| 新経連 | 22 | 労災保険の関係書類 | 労災保険給付関係については、事後送付等の添付書類の簡素化や電子申請を認めている。 | 労災保険給付関係については、押印がないものについても受け付けている。 | | |
| 新経連 | 23 | 就業規則などの届出書類 | 就業規則(変更)届については、現状、電子申請での提出が可能となっている。なお、今後も電子申請の利用促進を図ることにより、使用者の事務負担軽減に取り組んでいく。 | 就業規則(変更)届については、労働基準法施行規則第49条第2項に基づき、署名での提出は可能となっている。また、電子申請によれば、記名押印に代えて、電子署名での提出が可能となっている。 | | |
| 新経連 | 24 | 厚生年金の関係書類 | 事業主が日本年金機構へ提出するほぼ全ての手続はすでに電子申請が可能であり、書面申請は求めていない。また、書面による提出の場合も郵送による手続が可能。 | 原則として事業主が自署する場合や電子申請により提出する場合は押印不要。 | | |
| 新経連 | 25 | 健康保険の関係書類 | 保険者が健康保険組合の場合、オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる。 保険者が全国健康保険協会の場合、事業主が日本年金機構へ提出するほぼ全ての手続はすでに電子申請が可能。 | 保険者が健康保険組合の場合、法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。法令に根拠のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 保険者が全国健康保険協会の場合、原則として事業主が自署する場合や電子申請により提出する場合は押印不要。 | | |
| 新経連 | 35 | 医療法人の書類 | 自治体の事務であり、法令や通知等により書面提出や押印は求められていない。 | 自治体の事務であり、法令や通知等により書面提出や押印は求められていない。 | | |
| 新経連 | 46 | 協会けんぽではなく、健康保険組合などはまた電子申請が遅れています。 | オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる。 | 法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。法令に根拠のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 | | |

| | | | | | | | | | | 1.緊急的な対応の可否 | |
|-----|------|--|---|--|------------|-------|---------|--|---|---|--|
| 団体名 | No. | 要望事項(タイトル) | 規制・制度の概要 | 根拠法令・通達・参照文書 | 担当省庁 | 省別No. | 分類 | 備考 | | 各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 :オンライン化を行う。 :eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 :添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 :その他(簡潔にご記入ください。) :対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) | 個人・法人に対して 対面での対応 (持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 :オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 :ネットでの講習の提供などで対応する。 :電話や郵送によって対応する。 :その他(簡潔にご記入ください。) :対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) |
| 新経連 | 54 | 土業における「どこで働くか」を限定する法規定(社会保険労務士) | 在宅勤務したくてもできない会計事務所が存在。法改正せずとも許容するテレワークの方法を所管省庁が明示すべき。 | 社会保険労務士法第18条 | 厚生労働省 | 15 | その他 | | | | |
| 新経連 | 45-3 | 金融機関(401kは手紙、入社書類は印鑑が必要)も遅れており、口座開設や融資などの書類も押印が必要。 | Tを活用した不動産取引の重要事項説明について、社会実験の結果、賃貸は解禁されているがその他の分野についての解禁が遅延として残っている。 | 宅地建物取引業法34条の4、35条、37条等 | 厚生労働省 | | 書面・押印 | 金融庁・財務省・経済産業省・厚生労働省・内閣府 | 2021年からのオンライン化に向けてシステム改修中。 | 対応困難(受給権保護の観点等から民間事業者が適切に業務を行う必要があるため。) | |
| 新経連 | 4 | 不動産取引の重要事項説明での対面原則の完全解禁 | Tを活用した不動産取引の重要事項説明について、社会実験の結果、賃貸は解禁されているがその他の分野についての解禁が遅延として残っている。 | 宅地建物取引業法34条の4、35条、37条等 | 国土交通省 | | 1 対面 | | | | ITを活用した重要事項説明(IT重設)は、賃貸取引については平成29年度から本格運用している。売買取引については、現在、IT重設の本格運用に向け実施している社会実験の中で、IT重設を行うことが可能である。 |
| 新経連 | 5 | 不動産取引の重要事項説明書等の電子化 | 不動産取引における重要事項説明書、媒介契約書及び37条書面については現行法令上「書面」とのみあるのを電子署名したうえでの電磁的方法による交付も認めることとする。 | 宅地建物取引業法34条の4、35条、37条等 | 国土交通省 | | 2 書面・押印 | | 宅地建物取引業法において、購入者の保護や後日の紛争防止の観点から、重要事項説明書、媒介契約書については書面での交付が必要となっている。今後、法令を遵守しつつ、重要事項説明書を電磁的交付した上で、IT重設を行うなど、書面の電磁的交付に向けた社会実験を行うこととしている。 | | |
| 新経連 | 9 | 旅行業における契約内容に関する電子書面交付デフォルト化 | 法令上、事業者側が電子交付をデフォルトの方法として選択できるようにする。 | 旅行業法第12条の4、第12条の5、旅行令第1条 | 国土交通省 | | 3 書面・押印 | | :旅行業関係法令に基づき、旅行者への契約書面については、旅行者の承諾の下に既にオンライン上の交付が可能となっている。なお、旅行者の承諾については旅行者の取引上の不利益に備え、消費者保護の観点から設けられているものである。 | | |
| 新経連 | 11 | 運行管理における対面点呼原則の撤廃 | 現行法令では対面で点呼を実施するのが原則になっているが、必要なすまじ防止対策を講じた上で、ITの利用を全面的に認める。(一部規制緩和されたが、グループ企業内でも他の事業者の管理はできないなど制限あり) | 道路運送法、関係通達 | 国土交通省 | | 4 対面 | | | | 現行規定において、輸送の安全確保に係る取組が優良な営業所において、一定の範囲において、モニター等による非対面での点呼を認めているところ。 |
| 新経連 | 17 | 建設工事の監理技術者が「遠隔監理」で複数の工事現場の業務を兼務することの解禁 | 請負事業者は専任の監理技術者が専駐することが原則。遠隔監理で代替することを解禁する | 建設業法第26条 | 国土交通省 | | 5 その他 | | | | |
| 新経連 | 49 | 建設業法における建設請負契約 | | 建設業法 | 国土交通省 | | 6 書面・押印 | | 建設業法第19条第3項において、契約の相手方の承諾が得られた場合は、書面による契約に代えて、電子的措置による方法を使用することがすでに可能とされています。 | 建設工事の契約については、書面による契約に代えて、電子的措置による方法を使用することがすでに可能とされており、その場合、電子署名等により契約を締結することはすでに可能であることとしております。これまで中小企業でも利用可能な建設業における電子契約サービスの普及の促進を行ってまいっています。 | |
| 新経連 | 45-2 | 金融機関(401kは手紙、入社書類は印鑑が必要)も遅れており、口座開設や融資などの書類も押印が必要。 | | | 財務省 | | 1 書面・押印 | 財務省は財務省所管の政策金融機関のうち、主管である日本政策金融公庫(日本公庫)、日本政策投資銀行(DBJ)、国際協力銀行(IBIC)について、回答。 | | について ・契約(契約書の取り交わしなど)について郵送での契約が可能。 ・融資審査について、電話やインターネット電話サービス(Skype)による調査を行う。 | |
| 新経連 | 7 | 免税手続店カウンターでの物品同一性の確認のデジタル化 | 外国人旅行者向け消費税免税制度における「物品の同一性確認(物品とレシートの照合)の手段」が自視に限定されているので、スマホのカメラ機能の活用等も認めるべき | 消費税法8条、消費税法施行令18条、消費税法施行規則6条・7条、消費税法基本通達8-2-1、8-2-2、経産省・観光庁作成の「消費税免税店の手引き」 | 財務省 | | 2 その他 | | | | |
| 新経連 | 14 | 税理士事務所2か所事務所禁止規定の見直し | ・自宅やサテライトオフィス等で税理士がリモートワークすることは、本規定違反の可能性を指摘されリモートワークが進まない。 ・開業税理士が同じ事務所の税理士を業務監督している場合には、この規定違反でないことを明らかにする。 | 税理士法第40条 | 財務省 | | 3 その他 | | | | |
| 新経連 | 36 | 法定講習合計算 | | | 財務省 | | 4 書面・押印 | | オンラインでの手続として、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用したオンライン提出も既に可能となっている。 | 書面提出の場合、法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。 | |
| 新経連 | 52 | 土業における「どこで働くか」を限定する法規定(税理士) | 在宅勤務したくてもできない会計事務所が存在。法改正せずとも許容するテレワークの方法を所管省庁が明示すべき。 | 税理士法第40条 | 財務省 | | 5 その他 | <再掲> | | | |
| 新経連 | 12 | 事前届出、事後報告の書面原則の撤廃 | 外為法の改正により届出の対象範囲拡大したが、依然として書面での申請が必要となっており、オンラインでの申請も可能とする。 | 対内直接投資等に関する命令 | 財務省 | | 6 書面・押印 | | 事後報告については、現在でもオンラインで行うことが可能。また、事前届出については、郵送で行うことが可能。なお、事前届出のオンライン化については、以前導入していたが、利用が極めて低調であり廃止した経緯がある。いずれにしても、日本銀行、事業所管省庁とともに電子手続きの促進に向けて検討を進めていく方針。 | | |
| 新経連 | 20 | 外為法届出書 | | 対日直接投資等に関する命令 | 財務省 | | 7 書面・押印 | | 事後報告については、現在でもオンラインで行うことが可能。また、事前届出については、郵送で行うことが可能。なお、事前届出のオンライン化については、以前導入していたが、利用が極めて低調であり廃止した経緯がある。いずれにしても、日本銀行、事業所管省庁とともに電子手続きの促進に向けて検討を進めていく方針。 | | |
| 新経連 | 16 | 民間と地方自治体の電子契約の条件の緩和 | 地方自治体と民間の電子契約においては、認められる電子署名の条件が、民間どおしおのときの電子契約より厳しい。つまり、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第2条2項2で定める電子証明書に規定されており、実態的に民間の電子契約サービスが使えなくなっている | 地方自治法施行規則、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 総務省 | | 1 書面・押印 | | | | |
| 新経連 | 26 | 税務書類各種(国税、地方税) | | 法人税法等 | 総務省 財務省 | | 2 書面・押印 | 【財務省】 法人住民税や法人事業税などの法人の申告税目については、既にeTAXを用いて電子申告が可能となっており、その他の申告手続についても、eTAXを用いて電子申請が可能となっている手続もある。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における徴収猶予の特例についても、電子申請が可能となるよう、eTAXの対象に追加したところ。 【財務省】 法人税などの申告・納付手続や、各種申請届出等の国税関係手続について、オンライン化を進めてきており、既に約9割の国税関係手続がオンライン利用可能(手続件数基準)となっている。 他方、ダイレクト納付届出のように税務署から金融機関等の第三者に提出しなければならない国税関係手続については、第三者が押印を求めているなどの理由からオンライン化に対応していないものがある。 | 【財務省】 【電子提出の場合】 法人税などの申告・納付手続や、各種申請届出等の国税関係手続について、オンライン化を進めてきており、既に約9割の国税関係手続がオンライン利用可能(手続件数基準)となっている。 他方、ダイレクト納付届出のように税務署から金融機関等の第三者に提出しなければならない国税関係手続については、第三者が押印を求めているなどの理由からオンライン化に対応していないものがある。 【書面提出の場合】 法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。 | | |
| 新経連 | 28 | 給与支払報告書(総括表) | 地方自治体宛 | | 総務省 | | 4 書面・押印 | オンライン化を行う。 ・「給与支払報告書(総括表)」については、すでにeTAXでの電子的送付に対応済みである。 | | | |
| 新経連 | 29 | 市町村との契約請求書、助成金関係 | 地方自治体宛 | 地方自治法施行規則 | 総務省 | | 5 書面・押印 | 【契約について】 地方公共団体が行う契約については、地方自治法第234条第5項において、書面の場合のほか、契約内容を記録した電磁的記録を作成することも可能であり、オンラインにより対応可能。 【助成金関係】 地方公共団体が独自に行う助成金に対する申請に関しては、地方自治法上、書面申請を義務付けている規定はない。各地方公共団体の財務規則で整理することでオンラインによる対応は可能。ただし、国等からの助成金等を地方公共団体経由で交付する場合は申請については、自動成金担当省庁等へ確認願う。 | 【契約について】 対応困難(地方公共団体が行う契約については、地方自治法第234条第5項において、書面により契約を行う場合は、記名押印をしなければ、当該契約は確定しないとしているところであり、書面の場合に関しては押印を省略することはできない。) 【助成金関係】 地方公共団体が独自に行う助成金に対する申請に関しては、地方自治法上、押印を義務付けている規定はないが、申請者確認の取扱いを各地方公共団体の財務規則で整理する必要がある。また、国等からの助成金等を地方公共団体経由で交付する場合は申請については、自動成金担当省庁等へ確認願う。 | | |
| 新経連 | 32 | 地方自治体ではシステム開発等の一般入札において入札前審査がありその時点で印鑑証明書提出(その時点で押印書類はなし。本審査(コンペ)に進んで押印する書類発生) | | | 総務省 | | 6 書面・押印 | 地方公共団体に対する入札申請に関しては、地方自治法上、印鑑証明書を義務付けている規定はない。各地方公共団体の財務規則で整理することにより対応可能。 | 地方公共団体に対する入札申請に関しては、地方自治法上、押印を義務付けている規定はないが、申請者確認の取扱いを各地方公共団体の財務規則で整理する必要がある。 | | |

| | | 2. 制度的対応の可否 | | | | | |
|-----|------|--|---|--|---|--|---|
| 団体名 | No. | 要望事項(タイトル) | その他 | 各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 ：オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる (オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：添付書類の省略等の書類の簡素化 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) | 各種行政手続等の押印廃止の撤廃関係 ：法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 ：法令に根拠のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) | 個人、法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。(システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) | その他 |
| 新経連 | 54 | 土業における「どこで働くか」を限定する法規定(社会保険労務士) | 開業社会保険労務士の事務所は社会保険労務士法上一ヶ所が原則とされており、そこで依頼者からの依頼に応じることを常とし、継続的にその業務を執行する場所であることが求められている(法第18条)が、テレワーク(「在宅勤務」「モバイルワーク」「サテライトオフィス勤務」の3つの形態の総称)については可能としている。(なお、自宅で主に業務を行っているのであれば、業務の実態のある自宅を事務所の所在地として登録していただく必要がある。) | | | | 開業社会保険労務士の事務所は社会保険労務士法上一ヶ所が原則とされており、そこで依頼者からの依頼に応じることを常とし、継続的にその業務を執行する場所であることが求められている(法第18条)が、テレワーク(「在宅勤務」「モバイルワーク」「サテライトオフィス勤務」の3つの形態の総称)については可能としている。(なお、自宅で主に業務を行っているのであれば、業務の実態のある自宅を事務所の所在地として登録していただく必要がある。) |
| 新経連 | 45-3 | 金融機関(401kは手紙、口座開設や融資などの書類も押印が必要) | | オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる(2021年からのオンライン化に向けてシステム改修中。) | 対応が必要となる民間事業者における実現可能性やコスト等について検討・調整する。 | | |
| 新経連 | 4 | 不動産取引の重要事項説明での対面原則の完全解禁 | | | | 現在、売買取引におけるIT重視に係る社会実験を実施しているところであり、今後、社会実験の結果を踏まえ、本格運用を実現する。 | |
| 新経連 | 5 | 不動産取引の重要事項説明書等の電子化 | | | 書面の電磁的交付に向けた社会実験の結果等を踏まえ、直近の法改正の機会を捉えて、書面の電磁的交付を可能とする方向で対応する。 | | |
| 新経連 | 9 | 旅行業における契約内容に関する電子書面交付デフォルト化 | | 旅行業関係法令に基づき、旅行者への契約書面については、旅行者の承諾の下に既にオンライン上の交付が可能となっている。なお、旅行者の承諾なしで(事業者のみで)契約書面を交付することについては、消費者保護の観点から共済の消費者庁とともにその是非を検討して行くものと考えている。 | | | |
| 新経連 | 11 | 運行管理における対面原則の撤廃 | | | | | |
| 新経連 | 17 | 建設工事の監理技術者が「遠隔監理」で複数の工事現場の業務を兼務することの解禁 | 監理技術者については、施工管理に必要な情報をタブレット端末に取り込み、遠隔かつリアルタイムで指導を行う手法が普及しつつあることから、建設業法の改正を行い、監理技術者補佐を専任で置いた場合には、複数現場の業務を可能としています(令和2年10月施行予定)。 | | | | 監理技術者については、施工管理に必要な情報をタブレット端末に取り込み、遠隔かつリアルタイムで指導を行う手法が普及しつつあることから、建設業法の改正を行い、監理技術者補佐を専任で置いた場合には、複数現場の業務を可能としています(令和2年10月施行予定)。 |
| 新経連 | 49 | 建設業法における建設請負契約 | | 建設業法第19条第3項において、契約の相手方の承諾が得られた場合は、書面による契約に代えて、電子的措置による方法を使用することがすでに可能とされています。 | 建設工事の契約については、書面による契約に代えて、電子的措置による方法を使用することがすでに可能とされており、その場合、電子署名等により契約を締結することはすでに可能であることとしております。これまで中小企業でも利用可能な建設業における電子契約サービスの普及の促進を行っているところです。 | | |
| 新経連 | 45-2 | 金融機関(401kは手紙、入社書類は印鑑が必要)も連れており、口座開設や融資などの書類も押印が必要。 | | について ・契約(契約書の取り交わしなど)について郵送での契約が可能。 ・融資審査について、電話やインターネット電話サービス(Skype)による調査を行う。 | | | |
| 新経連 | 7 | 免税手続店カウンターでの物品同一性の確認のデジタル化 | 免税手続カウンターで免税手続を行う物品が手続委託型輸出物品販売場で購入したものであることの確認の方法については、法令等で目視に限定していない。 | | | 免税手続カウンターで免税手続を行う物品が手続委託型輸出物品販売場で購入したものであることの確認の方法については、法令等で目視に限定していない。 | |
| 新経連 | 14 | 税理士事務所2か所事務所禁止規定の見直し | 税理士事務所における自宅等でのテレワークについては、令和2年4月15日に日本税理士会連合会のホームページ上で当該テレワークが可能となるような場合の指針を公表済み(内容については、国税庁と日本税理士会連合会で協議済み)。 | | | | 現行制度下において、対応可能。 |
| 新経連 | 36 | 法定調書合計表 | | オンラインでの手続として、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用したオンライン提出も既に可能となっている。 | 関係省庁の要望等も踏まえ、税制改正プロセスにおいて検討。 | | |
| 新経連 | 52 | 土業における「どこで働くか」を限定する法規定(税理士) | 税理士事務所における自宅等でのテレワークについては、令和2年4月15日に日本税理士会連合会のホームページ上で当該テレワークが可能となるような場合の指針を公表済み(内容については、国税庁と日本税理士会連合会で協議済み)。 | | | | 現行制度下において、対応可能。 |
| 新経連 | 12 | 事前届出、事後報告の書面原則の撤廃 | | 事後報告については、現在でもオンラインで行うことが可能。また、事前届出については、郵送で行うことが可能。なお、事前届出のオンライン化については、以前導入していたが、利用が極めて低調であり廃止した経緯がある。いずれにしても、日本銀行、事業所管省庁とともに電子手続きの促進に向けて検討を進めていく方針。 | | | |
| 新経連 | 20 | 外為法届出書 | | 事後報告については、現在でもオンラインで行うことが可能。また、事前届出については、郵送で行うことが可能。なお、事前届出のオンライン化については、以前導入していたが、利用が極めて低調であり廃止した経緯がある。いずれにしても、日本銀行、事業所管省庁とともに電子手続きの促進に向けて検討を進めていく方針。 | | | |
| 新経連 | 16 | 民間と地方自治体の電子契約の条件の緩和 | 地方公共団体が行う契約において、電磁的記録を作成する場合は、地方公共団体及び契約の相手方の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして、業務省関係法令に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律施行規則第2条2項2に規定する電子証明書を対象としている。 | | | | 使用可能な電子証明書の範囲については、利便性や利用者からの要望等を踏まえ、対象の範囲を広げることが可能か検討する。 |
| 新経連 | 26 | 税務書類各種(国税、地方税) | | 【総務省】 eLAXでの対象手続の拡大については、費用対効果や地方団体の意向等を踏まえ、検討してまいりたい。 【財務省】 関係省庁の要望等も踏まえ、税制改正プロセスにおいて検討。 | 【財務省】 関係省庁の要望等も踏まえ、税制改正プロセスにおいて検討。 | | |
| 新経連 | 28 | 給与支払報告書(総括表) | | オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる ・「給与支払報告書(総括表)」については、すでにeLAXでの電子的送付に対応済である。 | | | |
| 新経連 | 29 | 市町村との契約請求書、助成金関係 | | 【契約について】 地方公共団体が行う契約については、地方自治法第234条第5項において、書面の場合のほか、契約内容を記録した電磁的記録を作成することも可能であり、オンラインにより対応可能。 【助成金関係】 地方公共団体が独自に行う助成金に対する申請に関しては、地方自治法上、書面申請を義務付けている規定はない。各地方公共団体の財務規則で整理することでオンラインによる対応は可能。ただし、国等からの助成金等を地方公共団体経由で交付する場合は、各助成金担当省庁等へ確認願う。 | 【契約について】 ：対応困難(地方公共団体が行う契約については、地方自治法第234条第5項において、書面により契約を行う場合は、記名押印をしなければ、当該契約は確定しないとしているところであり、書面の場合に関しては押印を省略することはできない。 【助成金関係】 地方公共団体が独自に行う助成金に対する申請に関しては、地方自治法上、押印を義務付けている規定はないが、申請者確認の取扱いを各地方公共団体の財務規則で整理する必要がある。また、国等からの助成金等を地方公共団体経由で交付する場合は、各助成金担当省庁等へ確認願う。 | | |
| 新経連 | 32 | 地方自治体ではシステム開発等の一般入札において入札前審査がありその時点で印鑑証明書提出(その時点で押印書類はなし。本審査(コンペ)に進んで押印する書類発生) | | 地方公共団体に対する入札申請に関しては、地方自治法上、印鑑証明書提出を義務付けている規定はない。各地方公共団体の財務規則で整理することにより対応可能。 | 地方公共団体に対する入札申請に関しては、地方自治法上、押印を義務付けている規定はないが、申請者確認の取扱いを各地方公共団体の財務規則で整理する必要がある。 | | |

| | | | | | | | | | | 1. 緊急的な対応の可否 | |
|-----|------|--|--|-------------------|--------------|-------|----|-------|---|--|---|
| 団体名 | No. | 要望事項(タイトル) | 規制・制度の概要 | 根拠法令・通達・参照文書 | 担当省庁 | 省別No. | 分類 | 備考 | 各種行政手続等の書面電磁的換取、個別手続の電子化関係 : オンライン化を行う。 : eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 : 添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 : その他 (簡潔にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) | 個人・法人に対して 対面での対応 (持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 : オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 : ネットでの講習の提供などで対応する。 : 電話や郵送によって対応する。 : その他 (簡潔にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) | |
| 新経連 | 34 | 消防法関係 | ・防火管理者・消防計画・訓練通知書・自動通報 ・工事・使用開始 ・設備の設置・設備点検報告 ・防火・防災対象物点検報告 ・設備点検報告 | 消防法 | 総務省 | | 7 | 書面・押印 | 可能な限りeメール等により対応するよう、各消防本部に要請する。 | 臨時的措置として、当面の間は、法令に根拠があるものについては押印がなくても文書を受け付け、法令に根拠のないものについては押印を廃止する又は求めないこととするよう、各消防本部に要請する。 | |
| 新経連 | 39 | 消防法/火災予防条例に基づく消防関係届出書 | 法令上明確な規定はないが、右の資料によると、届出者が法人の場合は社印が必要とされている。 https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/drs/ss_jirei/inkan_syubetsu.pdf | 消防法 | 総務省 | | 8 | 書面・押印 | : その他 可能な限りeメール等により対応するよう、各消防本部に要請する。 | : その他 臨時的措置として、当面の間は、法令に根拠があるものについては押印がなくても文書を受け付け、法令に根拠のないものについては押印を廃止する又は求めないこととするよう、各消防本部に要請する。 | |
| 新経連 | 40 | 電気通信事業法に基づく電気通信事業に関する届出 | 届出書類の記入フォーマットに「代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できます」とあるが、実質的に押印が必要 | 電気通信事業法 | 総務省 | | 9 | 書面・押印 | ご指摘の事項は事実誤謬であり、押印でなくとも自筆で対応可能です。 | 同左 | |
| 新経連 | 48 | 携帯電話不正利用防止法 | 契約者の本人確認及びその記録の保存 | 携帯電話不正利用防止法 | 総務省 警察庁 | | 10 | 対面 | 総務省・警察庁 | | 携帯電話不正利用防止法で定める本人確認方法は対面だけでなく、非対面による方法も既に認めている。また、記録の保存については、書面の保存に代えて電磁的記録による保存を認めている。 |
| 新経連 | 53 | 土業における「どこで働くか」を限定する法規定(行政書士) | 在宅勤務したくてもできない会計事務所が存在。法改正せずとも許容するテレワークの方法を所管省庁が明示すべき。 | 行政書士法第8条 | 総務省 | | 11 | その他 | | | |
| 新経連 | 44 | 保育園などの入園や離脱の際に市区町村に提出する、就労証明書等。 | 原本・捺印が必要で、電子に変えていただきたい | | 内閣府 厚生労働省 | | 1 | 書面・押印 | 内閣府・厚生労働省 内閣府で回答 | 保育所の入所申請等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。 | 法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を提出することとされており、押印は求められていない。 |
| 新経連 | 45-4 | 金融機関(401kは手紙、入社書類は印鑑が必要)も遅れており、口座開設や融資などの書類も押印が必要。 | | | 内閣府 | | | 書面・押印 | 金融庁・財務省・経済産業省・厚生労働省・内閣府 | について ・契約(契約書の取り交わしなど)について郵送での契約が可能。 ・融資審査について、電話による調査を行う。 | について 民間における高償額等を踏まえ、押印を求めるものがあるが、借入人毎の事情に応じて個別に手続書類の押印を省略するなど柔軟に対応予定。 |
| 新経連 | 27 | 勤務証明書 | 地方自治体宛 | | 内閣府 厚生労働省 | | | 書面・押印 | 内閣府・厚生労働省 内閣府で回答 | 【内閣府】 保育所の入所申請等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。 | 【内閣府】 法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を提出することとされており、押印は求められていない。 |
| 新経連 | 6 | 借地借家契約の電子化 | 借地借家法上、「書面」とのみあるのを電子署名したうえでの電磁的方法も認めることとする。 | 借地借家法22条、38条、39条等 | 法務省 | | 1 | 書面・押印 | | | 借地借家法には契約内容について賃借人が十分に理解することができることを目的として書面によることを契約の成立要件としている場合がありますが、書面性の要件は郵送等によっても満たすことができ、対面での対応は必要とされていない。このため、特段の対応は不要であると考え。なお、今回の要請で直接求められている事項ではないが、テレビ会議システム等による遠隔での説明でも足りるとされており(「定期建物賃貸借に係る事前説明におけるITの活用について」(平成30年2月28日国土動第133号土地・建設産業局不動産業課通知及び国住賃第23号住宅局住宅総合整備課長通知))、書面の交付も郵送等の方法によることが可能である。 |
| 新経連 | 58 | 不動産の賃貸契約の読み合わせ | | | 法務省 | | 2 | 対面 | 民間事業者同士の取引慣行(高償額) | | : 対応不可 「不動産の賃貸契約の読み合わせ」が何を意味するのか、また政府に対してどのような対応を求めているのかは必ずしも明確ではないが、仮に、賃貸借契約の内容等について当事者間が対面で読み合わせる慣習があるとしても、民法及び借地借家法上、契約の成立要件としてそのような読み合わせ等を要求する規定はなく、基本法制としての民法及び借地借家法を所管している法務省として何らかの対応をすることは困難である。 |
| 新経連 | 13 | 在留資格証明書の原本原則要件緩和 | 新型コロナウイルスの影響で国際郵便の引受が停止されている国もあり、証明書原本や自署が必要な書類のやり取りができないが、それでも原本しか認められない。非常時として就学・就業先への事前確認で済ますなどの対応を行うようにする。 | 出入国管理及び難民認定法施行規則 | 法務省 | | 3 | その他 | | | |
| 新経連 | 15 | 会社登記の「完全」電子化 | ・申請手続きは電子化されているが、添付書類に押印が求められ、電子署名は認められない。 ・例えば、全登記類型(取締役会に委任された株式の発行、株式分割に伴う発行可能株式総数の変更など)について、取締役会決議事項が取締役全員の実印押印でなく認められる電子署名に使用する電子証明書の要件が限定されないようにするなどの改正が必要 | 商業登記法、商業登記規則 | 法務省 | | 4 | 書面・押印 | 登記申請の添付書類は、当該書類に代わるべき情報を電磁的記録(PDFファイル等)により作成し、作成者(認証を要するものは作成者及び認証者)の電子署名を付与した上で、電子証明書と併せて送信することで、オンラインにより提出することができます(商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)第102条第2項)。なお、オンライン申請促進の観点から、添付書類への電子署名の要件緩和を検討しているところです。 | | |
| 新経連 | 19 | 外国人の在留関係書類 | | 出入国管理法施行規則 | 法務省 | | 5 | 書面・押印 | | オンライン化済み。本年3月オンライン申請の対象手続、在留資格を拡大、4月対象者の拡大を順次実施。 | 在留資格認定証明書交付申請に係るオンライン申請については、データでの提出や郵送での提出を認めており、原則として、原本の提出まで求めてない。その他の申請においては、提出書類の事後送付を認めている。 |
| 新経連 | 37 | オンライン申請の前提となる電子証明書の発行申請書に印鑑が必要 | | | 法務省 | | 6 | 書面・押印 | | 電子証明書のオンライン申請を令和3年中に開始する予定であり、現在、システム開発中です。 | 登記の真実性確保のため、現時点で押印を不要とすることは困難ですが、令和3年中に開始予定の電子証明書のオンライン申請においては、押印不要とする予定です。 |
| 新経連 | 38 | 法務局に提出する商業登記申請の添付書類 | オンライン申請や電子署名も認められているが、別途の申請やソフトのダウンロードが必要。かつ、役員議事録については結局署名者全員の電子署名が必要。等しい手順がよくないので、活用が困難(ご参考: https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/bukai/20190510/190510bukai02.pdf https://www.cloudsign.jp/media/20180215-gijirokudenshika/) | 商業登記規則 | 法務省 | | 7 | 書面・押印 | | オンライン申請促進の観点から、添付書類への電子署名の要件緩和を検討しているところです。 | |
| 新経連 | 50 | 登記申請の添付書類への押印 | 役員就任登記のオンライン申請のためには、就任承諾書、電子証明書つき電子署名で作成する必要がありますが、通常の電子署名の利用開始のためには押印した申請書の提出や対面手続が必要となり、ただちに利用することが困難です。登記申請書類の添付書類における押印の省略のための措置を講じていただく、または、容易な代替手法を周知いただくようお願いいたします。 | 商業登記規則 | 法務省 | | 8 | 書面・押印 | | 登記の真実性確保のため、現時点で押印を不要とすることは困難ですが、令和3年中に開始予定の電子証明書のオンライン申請においては、押印不要とする予定です。 | |

| 2. 制度的対応の可否 | | | | | | |
|-------------|------|--|---|--|--|---|
| 団体名 | No. | 要望事項(タイトル) | その他 | 各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 ：オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる (オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：添付書類の省略等の書類の簡素化 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) | 各種行政手続等の押印廃止の撤廃関係 ：法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 ：法令に根拠のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) | 個人、法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 ：電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。(システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) ：対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。 ：その他 (簡潔にご記入ください。) ：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) |
| 新経連 | 34 | 消防法関係 | | オンラインでの対応が可能となるよう、必要な措置を検討する。 | 法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 法令に根拠のないものについては押印を廃止する又は求めないこととするよう、各消防本部に要請する。 | |
| 新経連 | 39 | 消防法/火災予防条例に基づく消防関係届出書 | | オンラインでの対応が可能となるよう、必要な措置を検討する。 | 法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 法令に根拠のないものについては押印を廃止する又は求めないこととするよう、各消防本部に要請する。 | |
| 新経連 | 40 | 電気通信事業法に基づく電気通信事業に関する届出 | | ご指摘の事項は事実確認であり、押印でなくとも自量で対応可能です。 | 同左 | |
| 新経連 | 48 | 携帯電話不正利用防止法 | | | | 携帯電話不正利用防止法で定める本人確認方法は対面だけでなく、非対面による方法も既に認められている。また、記録の保存については、書面の保存に代えて電磁的記録による保存を認めている。 |
| 新経連 | 53 | 土業における「どこで働くか」を限定する法規定(行政書士) | 行政書士法第8条における行政書士の事務所に関する規定は、行政書士が在宅でのテレワーク等の当該事務所以外で業務を行うことを妨げるものではないが、日本行政書士会連合会からテレワークに関して協力依頼があれば、適切に対応して参りたい。 | | | 行政書士法第8条における行政書士の事務所に関する規定は、行政書士が在宅でのテレワーク等の当該事務所以外で業務を行うことを妨げるものではないが、日本行政書士会連合会からテレワークに関して協力依頼があれば、適切に対応して参りたい。 |
| 新経連 | 44 | 保育所などの入居や継続の際に市区町村に提出する、該当証明書等。 | | 保育所の入所申請等に関しては、マイナポータル上でオンライン申請が可能となっている。オンライン申請手続きの活用状況を調査の上、市町村に対応を促していく。 | 法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を提出することされており、押印は求められていない。ただし、保育所等の入所の際に重要な書類となることから、多くの自治体が文書の真正を担保するために押印を求めている。 規制改革実行計画に基づき、押印の要否に関する実態を把握した上で、引き続き市町村に対応を促していく。 | |
| 新経連 | 45-4 | 金融機関(401kは手紙、人社会類は印鑑が必要)も遅れており、口座開設や融資などの書類も押印が必要。 | | について ・民間における商債貸借等を踏まえ、押印を求めるものがあるが、借入人毎の事情に応じて個別に手続書類の押印を省略するなど柔軟に対応予定。 ・今後、民間における商債貸借等の状況を踏まえて、押印を廃止する又は求めないことを検討(訴訟における証拠能力等の観点も踏まえた検討が必要)。 | | |
| 新経連 | 27 | 勤務証明書 | | 【内閣府】 保育所の入所申請等に関しては、マイナポータル上でオンライン申請が可能となっている。オンライン申請手続きの活用状況を調査の上、市町村に対応を促していく。 | 【内閣府】 法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を提出することされており、押印は求められていない。ただし、保育所等の入所の際に重要な書類となることから、多くの自治体が文書の真正を担保するために押印を求めている。 規制改革実行計画に基づき、押印の要否に関する実態を把握した上で、引き続き市町村に対応を促していく。 | |
| 新経連 | 6 | 借地借家契約の電子化 | | | | 借地借家法には契約内容について貸借人が十分に理解することができることなどを目的として書面によることを契約の成立要件としている場合がありますが、書面性の要件は郵送等によっても満たすことができ、対面での対応は必要とされていない。このため、特段の対応は不要であると考えられる。 なお、今回の要望で直接求められている事項ではないが、テレビ会議システム等による遠隔での説明でも足りるとされており(「定期建物賃貸借に係る事前説明におけるITの活用等について」(平成30年2月28日国土動第133号土地・建設業用不動産業課通知及び国土住第23号住宅用住宅総合整備課長通知)、書面の交付も郵送等の方法によることが可能である。 |
| 新経連 | 58 | 不動産の賃貸契約の読み合わせ | | | | ：対応不可 「不動産の賃貸契約の読み合わせ」が何を意味するのか、また政府に対してどのような対応を求めているのかは必ずしも明確ではないが、仮に、賃貸借契約の内容等について当事者間が対面で読み合わせる慣習があるとしても、民法及び借地借家法上、契約の成立要件としてそのような読み合わせ等を要求する規定はなく、基本法制としての民法及び借地借家法を所管している法務省として何らかの対応をすることは困難である。 |
| 新経連 | 13 | 在留資格証明書の原本原則要件緩和 | 在留資格認定証明書交付申請に係るオンライン申請については、データでの提出や郵送での提出を認めており、原則として、原本の提出まで求めている。その他の申請においては、提出書類の事後送付を認めている。 | | | (オンライン化済み、引き続きオンラインの対象者を拡大予定) |
| 新経連 | 15 | 会社登記の「完全」電子化 | | 登記申請の添付書面は、当該書面に代わるべき情報を電磁的記録(PDFファイル等)により作成し、作成者(認証を要するものは作成者及び認証者)の電子署名を付した上で、電子証明書と併せて送信することで、オンラインにより提出することができます(商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)第102条第2項)。 なお、オンライン申請促進の観点から、添付書面への電子署名の要件緩和を検討しているところです。 | | |
| 新経連 | 19 | 外国人の在留関係書類 | | オンライン化済み、引き続きオンラインの対象者を拡大予定 | オンライン化済み、引き続きオンラインの対象者を拡大予定 | |
| 新経連 | 37 | オンライン申請の前提となる電子証明書の発行申請書に印鑑が必要 | | 電子証明書のオンライン申請を令和3年中に開始する予定であり、現在、システム開発中です。 | 令和3年中に開始予定の電子証明書のオンライン申請においては、押印不要とする予定です。 | |
| 新経連 | 38 | 法務局に提出する商業登記申請の添付書類 | | オンライン申請促進の観点から、添付書面への電子署名の要件緩和を検討しているところです。 | | |
| 新経連 | 50 | 登記申請の添付書類への押印 | | | 令和3年中に開始予定の電子証明書のオンライン申請においては、押印不要とする予定です。 | |

| 団体名 | No. | 要望事項（タイトル） | 規制・制度の概要 | 根拠法令・通達・参照文書 | 担当省庁 | 省別No. | 分類 | 備考 | 1.緊急的な対応の可否 | 個人・法人に対して 対面での対応 （持参による提出、対面による交付、講習会）を求めるとは関係 |
|-----|-----|--|--|---|-------|-------|-------|--|--|---|
| 新経連 | 59 | 株主総会の招集をかけるタイミングになってきます。web会議システムを用いればwebでも開催できると思いますので、緩和措置を求めます。 | | | 法務省 | 9 | 対面 | 各種行政手続等の 書面申請 の撤廃、個別手続の電子化関係 ：オンライン化を行う。 ：eメール（PDF等で添付）による提出を認める。 ：添付書類の省略や事後送付等の書類の簡素化 ：その他（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。） | 個人・法人に対して 対面での対応 （持参による提出、対面による交付、講習会）を求めるとは関係 ：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ：ネットでの講習の提供などで対応する。 ：電話や郵送によって対応する。 ：その他（簡潔にご記入ください。） ：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。） | ：対応困難 いわゆるバーチャルオンリー型の株主総会については、インターネットを利用することが困難である株主が事実上株主総会に参加することができなくなるのではないかという懸念や、株主が取締役と対面して直接説明を聞くなどの機会が失われることにより、株主総会を通じたガバナンスの実効性が損なわれるのではないかという懸念が示されている。 バーチャルオンリー型の株主総会を許容する会社法の改正を行うことについては、そのような懸念があることを踏まえて、慎重な検討が必要であると考えている。 なお、株主総会を延期せずに開催する場合においても、新型コロナウイルス感染症を踏まえたような対応が可能かについては、経済産業省と法務省の連名で株主総会運営に係るQ&Aを公表し、株主総会の会場に集まる株主の人数を制限するなどの手段を示している。書面や電磁的方法による事前の議決権行使を認めることなどにより、決議の成立に必要な要件を満たしていれば、結果として、設定した会場に株主が出席していなくても、株主総会を開催することができる。 また、現行法上、いわゆるハイブリッド型のバーチャル株主総会を開催することは可能である。なお、定時株主総会をハイブリッド型のバーチャル株主総会の形態で開催し、出来るだけ会場への来場者数を減らすなどの工夫をして、事実上はバーチャルオンリー型に準ずる形での運用をすることも可能である。今般の新型コロナウイルス感染症の問題及び同Q&Aを踏まえて、そのような運用をすることを模索している会社もあると承知しているが、技術的な制約等から、ハイブリッド型であっても、バーチャル株主総会の開催を検討している会社は、必ずしも多くはない現状にある。 法務省としては、引き続き関係する他省庁とも連携して、中小企業も含めた全ての企業において、過度なシステム対応負担等を生じさせることなく、株主総会の開催がより安全・円滑にされるために引き続き必要な検討をしてまいりたい。 |
| 新経連 | | オンライン在留資格申請の利便性向上 | 在留資格申請のオンライン化が進められているが、特にオンライン化利用申請に当たって以下のような課題があり、利便性向上に向けて対応をお願いしたい。 ・オンライン化利用の申請に当たっては、各企業に所属している外国人リストを書面で記入・提出の必要がある。当面オンライン申請を行う予定がある外国人であるか否かにかかわらず、各企業の全外国人について、在留期間満了日、在留資格の変更履歴の記載等を要するため、所属する外国人の数が多い企業にとっては負担が非常に大きい。 ・利用申請は、入管への出頭が郵送に限られている。また、郵送については、入管に届出を行っている行政書士等に限られている。 | http://www.immi-moj.go.jp/teiyuduki/taingukanri/onlineshinsei.html | 法務省 | | | | 、本年3月より、所属している外国人リスト等をメールで提出できるよう対応済み。また、オンラインシステムを利用するに当たり、本人確認のため、地方出入国在留管理官署へ出頭の上、利用申請を行う必要があると。現下の諸情勢に伴い、出入国在留管理官署へ一度出頭し、本人確認できている有効な申請等取次者証明書又は届出済証明書を有する方に限り、郵送での申請を認めている。 | |
| 新経連 | 30 | 共同研究関連書類（契約等） | 国公立大学宛 | | 文部科学省 | 1 | 書面・押印 | <国立大学法人> その他 昨年改正されたデジタル手続法を踏まえ、各国立大学法人において各種手続のオンライン化が推進されるよう促してまいります。 <公立大学法人> 国立大学法人等の取組を周知し、各大学の判断において適切な対応が行われるよう促してまいります。 | <国立大学法人> その他 昨年改正されたデジタル手続法を踏まえ、各国立大学法人において各種手続のオンライン化が推進されるよう促してまいります。 <公立大学法人> 国立大学法人等の取組を周知し、各大学の判断において適切な対応が行われるよう促してまいります。 | |

| 団体名 | No. | 要望事項(タイトル) | その他 | 各種行政手続等の書面申請の撤廃、個別手続の電子化関係 : オンラインでの提出が可能となるよう、必要な措置を講じる (オンライン化の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) : 添付書類の省略等の書類の簡素化 : その他 (簡潔にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) | 各種行政手続等の押印廃止の撤廃関係 : 法令に根拠があるものについて、押印の必要性を再検証し、押印廃止のために必要な法令改正等を行う。 : 法令に根拠のないものについて、押印の必要性を再検証し、押印を廃止する又は求めないこととする。 : その他 (簡潔にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) | 個人、法人に対して対面での対応(持参による提出、対面による交付、講習会)を求める手続関係 : 電話やオンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。(システム開発の予定がある場合には、その導入時期も記載してください。) : 対面での対応を不要とするために必要な検討を進め、法令改正等を行う。 : その他 (簡潔にご記入ください。) : 対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。) | その他 |
|-----|-----|--|-----|---|--|---|-----|
| 新経達 | 59 | 株主総会の招集をかけるタイミングになってきます。web会議システムを用いればwebでも開催できると思いますので、緩和措置を求めます。 | | | | : 対応困難 バーチャルオンリー型の株主総会については、インターネットを利用することが困難である株主が事実上株主総会に参加することができなくなるのではないかという懸念や、株主が取締役と対面して直接説明を聞くなどの機会が失われることにより、株主総会を通じたガバナンスの実効性が損なわれるのではないかという懸念が示されている。バーチャルオンリー型の株主総会を許容する会社法の改正を行うことについては、そのような懸念があることを踏まえて、慎重な検討が必要であると考えている。 | |
| 新経達 | | オンライン在留資格申請の利便性向上 | | | 本年3月より、所属している外国人リスト等をメールで提出できるよう対応済み。利用申請については、今後、郵送での申出の拡大を検討予定。 | | |
| 新経達 | 30 | 共同研究関連書類(契約等) | | <国立大学法人> その他 昨年改正されたデジタル手続法を踏まえ、各国立大学法人において各種手続のオンライン化が推進されるよう促してまいります。 <公立大学法人> 国立大学法人等の取組を周知し、各大学の判断において適切な対応が行われるよう促してまいります。 | <国立大学法人> その他 昨年改正されたデジタル手続法を踏まえ、各国立大学法人において各種手続のオンライン化が推進されるよう促してまいります。 <公立大学法人> 国立大学法人等の取組を周知し、各大学の判断において適切な対応が行われるよう促してまいります。 | | |